

フィリピン

フィリピン共和国

面 積 30万 km²

人 口 4276万人（1975年推計）

首 都 ケソン市

言 語 フィリピン語（タガログ語）（ほかに公用語として英語）

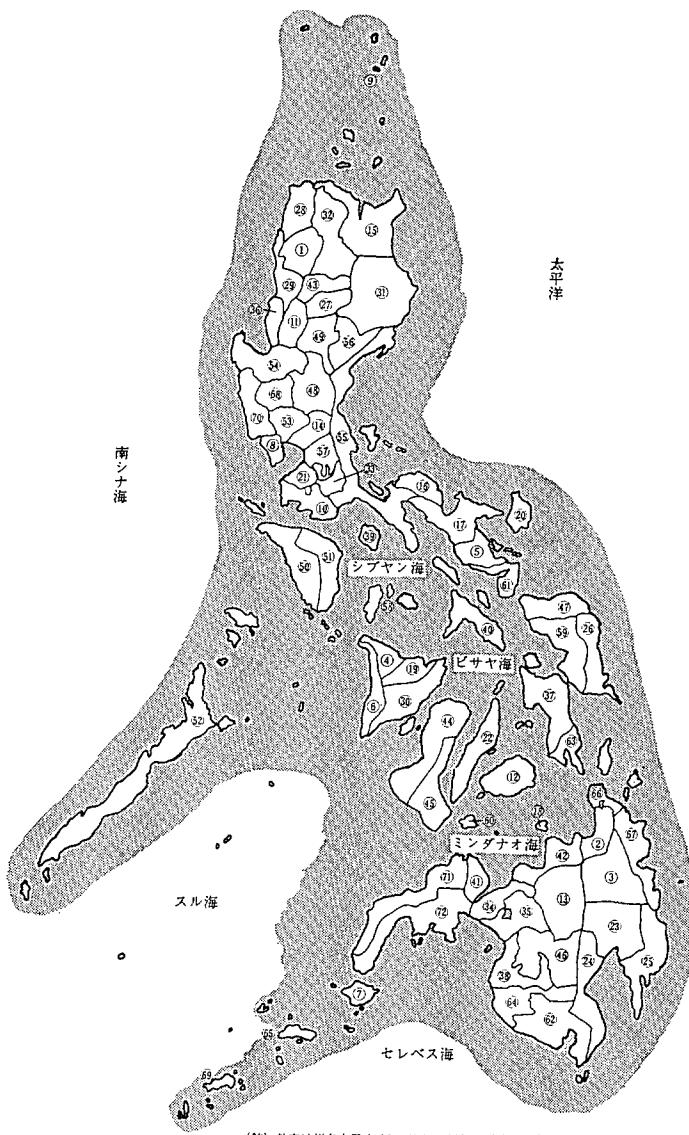
宗 教 ローマ・カトリック教（ほかにフィリピン独立教会、回教、プロテスタント）

政 体 共和制

元 首 財 フェルディナンド・E・マルコス大統領

通 貨 ペソ（70年2月21日以後変動相場制。）

75年12月末現在中心相場 1米ドル=7.4985ペソ、IMF平価は1米ドル=3.90ペソ。)



(注) 数字は州名を示す(参考資料、州行政区画一覧参照)

番号 州 名

① Abra	⑤ Leyte
② Agusan del Norte	⑥ Maguindanao
③ Agusan del Sur	⑦ Marinduque
④ Aklan	⑧ Masbate
⑤ Albay	⑨ Misamis Occidental
⑥ Antique	⑩ Misamis Oriental
⑦ Basilan	⑪ Mountain Province
⑧ Bataan	⑫ Negros Occidental
⑨ Batanes	⑬ Negros Oriental
⑩ Batangas	⑭ North Cotabato
⑪ Benguet	⑮ Northern Samar
⑫ Bohol	⑯ Nueva Ecija
⑬ Bukidnon	⑰ Nueva Vizcaya
⑭ Bulacan	⑮ Occidental Mindoro
⑮ Cagayan	⑯ Oriental Mindoro
⑯ Camarines Norte	⑰ Palawan
⑰ Camarines Sur	⑱ Pampanga
⑱ Camiguin	⑲ Pangasinan
⑲ Capiz	⑳ Quezon
⑳ Catanduanes	㉑ Quirino
㉑ Cavite	㉒ Rizal
㉒ Cebu	㉓ Romblon
㉔ Davao Del Norte	㉔ Samar
㉕ Davao del Sur	㉕ Siquijor
㉖ Davao Oriental	㉖ Sorsogon
㉗ Eastern Samar	㉗ South Cotabato
㉘ Ifugao	㉘ Southern Leyte
㉙ Ilocos Norte	㉙ Sultan Kudarat
㉚ Iloilo	㉚ Sulu
㉛ Isabela	㉛ Surigao del Norte
㉜ Kalinga-Apayao	㉛ Surigao del Sur
㉝ Laguna	㉝ Tarlac
㉞ Lanao del Norte	㉞ Tawi-Tawi
㉟ Lanao del Sur	㉟ Zamboales
㉟ La Union	㉟ Zamboanga del Norte
㉟ Zamboanga del Sur	

1975年のフィリピン

—内外新体制への転回—

1975年のフィリピンは、既定の路線ではあったが、国内政治と対外関係の両面で新たな体制への転回を遂げた。

ベトナム戦争の終結によって、時期待ちであった対中国交が実現し、同時に不確定な関係に置かれた米国を含め、数年来の懸案であった対外関係再調整への基本的構図が一層明確にされた。しかし中心となるべき対米関係の再調整は76年以降に持ち越された。

前年来進められた政策転換は、年初のレファレンダムを経て、戒厳令体制の緩和＝正常化要求に対して、まずは、基盤固めの完了したバランガイを基礎とした地方自治体レベルでの国民の政治参加拡大、次の段階で国政レベルの立法諮問議会設立へと繋ぐ構図の下で、新たな長期安定体制の確立を目指すものへと展開した。政情を脅かしていた南部回教徒反乱は、8月以降沈静化に向い、新体制の促進要因となった。

世界的な不況回復の遅れの中でフィリピン経済は対外依存を深めながら、高い成長を達成した。だが予想を越えた国際収支と財政の不均衡拡大は従来通りの積極的な成長維持政策の継続を不可能にしている。インフレの鎮静傾向にもかかわらず、その後遺症と結びあった、マクロ成長とは裏腹な生活実態の悪化は、今後の回避し難い経済縮小の下で益々強められそうである。

新長期安定体制の展開

戒厳令体制に対する不満や批判の多くは、戒厳令自体の廃止要求を別とすれば、戒厳令の実効的支配を損ねぬ形式的緩和で十分対処できるものであった。たとえば長期拘留者の保釈、報道の形式的自主規制機関の設置、軍法会議の管轄範囲の限定、逮捕手続修正などがそれである。戒厳令自体の解除要求にしても一般大衆への組織的影響力を



毛沢東主席と会見するマルコス大統領夫妻

持たない知識人や旧政治家が原則論として口にする限りでは、大きな脅威とはなりえなかった。しかしマルコス批判、反政府勢力の戦列に、若手活動家聖職者たちの逮捕を契機に、組織としての教会が積極的に加わったことは、緩和の過程で兆したマルコスと軍とのあつれきに加え、戒厳令政権に極めて強い危機感を与えた。

市民議会の成立　当初反政府批判に対してレファレンダム（国民諮問投票）によって国民の信認を取り付け、政治的安定をとこ入れすることが構想された。しかし政権の危機意識を反映して前年末布告されたレファレンダムには重要な修正が加えられた。一月末に予定されていた投票日は2月末に延期され、質問内容からは当初原案にあった戒厳令継続と暫定国民議会の即時召集に関する項目は削除され、マルコス大統領の統治方式と従来と同一の権限の行使継続に対する賛否を問うものに変更された(1/17)。他の項目——地方自治体の民選公職者の後任選定方式およびマニラ首都圏統合問題——は原案通りとされた。

投票日に至る間もカトリック司教會議は、信徒に対するレファレンダムに関する声明(2/25)、選挙管理委員会に対するレファレンダム公正保証措置提案、協議(2/15)、5000人余参加のボイコット

祈禱行進(2/21)等で圧力を行使した。他方政権側は自派旧政治家、経済、労働界を通ずる支持キャンペーン、レファレンダム実施と15歳以上レファレンダム投票権に関する最高裁の合憲判決取り付けおよび投票時間の延長で対抗した。

投票の結果マルコス信任票は89% (反対9%, 奉賛2%) と前回73年9月の91%を下回った。特に首都圏の信任は86%とさらに低く、南部の中心であるセブ州の奉賛率は20%もの高率であったといふ。しかしこれは正常化機運の下で当然予想されていたことであった。ともかくもマルコス大統領は新たな信任を得て危機を乗り切り、73年7月レファレンダムで伏線とされていた立法諮詢議会へと至る新たな長期安定体制確立へと踏み出したのである。

レファレンダムの結果を受けて4月首都圏4市13町の行政統合に関する通達264号が、次いでレファレンダムで大統領任命に委ねられた地方自治体民選公職者の任期延期資格監査通達265号が出された。下旬にはこれと合せて15~18歳未満青少年のバランガイ組入れが開始された。8月初旬マルコス大統領は欧州議会人使節団との会談で今年初めて、任命制の立法諮詢議会の設立を検討中であることを明らかにした。実際に新体制移行が具體化し始めたのは地方民選公職者の任期切れの迫った11月であったが、その間市町長の顔は常にマニラに向き、行政能率の低下が伝えられ、他方全国青年会議所理事会は地方選挙実施を主張(10月)するなど正常化促進を期待する動きがみられた。

地方民選公職者の任命制の主要な狙いは、腐敗・不誠実・無能者の解任で大衆の不満に応える形をとりながら、地方レベルの非協力・反対派旧政治家を選別排除し、中央の地方掌握を一層強めることであった。その基本的図式は10月首都圏バランガイ連合第1回集会と地方自治体代表者会議の提案——バランガイ代表を加えた地方議会拡大、後者はさらに立法諮詢議会設立——の形をとって提示された。その経緯は以後の展開に慎重な根回しがあったことをうかがわせるものであった。実際に11月上旬に提示された措置——首都圏統合実施・大統領夫人の同知事任命(PD 824号)および地方議会の年末廃止・76年初からのサングニアン・バヤン(市民議会)への拡大発展(PD 826号)——

は、いわゆるバランガイ民主主義の延長上に置かれ、今後の戒厳令緩和の方向を示すより大きな意味をもつものとなっていた。第1に、市民議会に組入れられた地方議会議員を含め首長・議員はすべて任命制である。市民議会議員としての旧民選公職者の任期は暫定で、もしその大部分の留任が認められた場合でも、議会定員は旧議員数の2倍以上となり旧政治勢力を十分抑制できる。第2に、首都圏の場合市民議会は条例制定権を与えられず大統領任命の首都行政委員会に対する単なる諮詢機関にすぎない。この除外は首都の政治経済上の戦略的重要性からすれば当然である。大統領夫人の知事任命も同列である上に、夫人の大統領後継者への布石との含みももっていよう。第3に市民議会にバランガイ首長代表と4民間(資本・工業労働・専門・農業労働)代表を加えることで国民の直接政治参加拡大の形を取り同時に地方レベルでの政治行政の責任を負わせた。特に第3点は、戒厳令の根拠とされた主要問題が諸改革によってすでに解消されあるいはほとんど脅威を与えない程弱まるとの主張が聞かれる今日、最も重要な意味をもつ。この主張に対し大統領は、旧社会体制への回帰を阻止しうる成熟した議会政治への準備こそ戒厳令政権に課されたもう一つの重要な任務であると機会あるごとに強調し始めている。したがって市民議会はマルコス流の民主主義訓練の場であり、その運営は国民の民主主義的成熟度の尺度である。だが市民議会が数年内に大統領の規準に達することは恐らく不可能であろう。

他方国内情勢の発展によって、立法諮詢議会設立を目前の日程に上せねばならない状況、すなわち戒厳令継続の根拠は消滅したとの主張が正当性を持ちうる状況が生じつつある。特に8月以降の南部回教徒反乱の後退傾向は決定的要因であった。全般的な治安情勢改善の下では前年来抬頭した教会・知識人・旧政治家をはじめとする憲法に基づく暫定国民議会召集の要求が強まるることは避けられない。国外、特に米国内での民主主義侵害に対する懸念や批判も考慮せねばならない。その上経済危機は、戒厳令継続の恰好の理由であると同時に農地改革の後退に典型的に現われた戒厳令政権の諸改革の限界と並んで、国民の不満を高め支配基盤を蝕む両刃の剣でもある。

政権の側では経済危機を強調する一方で、こうした情勢展開に対処して「立法諮問議会」を召集し、治安・行政組織の強化をほぼ完了しつつある。いうまでもなく首都圏統合と市民議会設立はその重要な一環であり、その他自治体警察の警察軍への統合完了（8月）、不良公務員大量解雇（9月）、労働組合全国統一組織の成立（12月）などが指摘できよう。年末の17日間の長期にわたる夜間外出禁止令停止は、多数の除外地域を含むものであったが、政権の治安掌握と新体制移行への自信のほどを示すものであった。

「新社会」発足3年目ともなると様々な面で旧社会への逆行が目立つようになる。こうした状況は報道の自由・政権批判の抑圧されている社会では不可避である。ことに公務員の汚職がそれであり、権力を累積した軍人の職権乱用・不正行為・紀律低下も著しい。政府は今年公務員の財産・所得申告制（4/1）、贈賄者の証言による免訴制（7月）など防止策を強め、9月には公務員2000余のページを実施した。ただし軍人はこの中に含まれていない。11月にメルチョール官房長官が突然解任された。その理由としてページ者名簿の不備の引責あるいは軍との対立などが臆測されている。しかしいずれにしても、公務員の次は軍人との大統領発言にもかかわらず、エンリレ国防長官の軍の独自ページ継続方針は堅持され、軍は政権内部の地位を一層強固にした。

回教徒反乱勢力の後退 ミンダナオの回教徒反乱は8月を境に反乱側リーダーの投降が続き、情勢は政府軍に有利に展開し始めた。反乱軍は1月ジェッダ和平会議に合せたコタバト市の連日砲撃、3町占拠等で圧力を加え依然優勢を保っていた。ジェッダ会談では反乱側の中心モロ民族解放戦線(MNLF)は完全独立要求を放棄、連邦における州相当の半自治国家設立を要求、これを政府側が拒否し会談は決裂した。以後イスラム諸国会議のトハミ事務局長の仲介も効なく会談は中断されたままである。

政府軍は3月頃よりバシラン、コタバト等の反乱集中拠点、サバ州に続くタウィタウイ・シアシの補給ルート拠点に対する攻勢を開始した。政府軍は紛争地域に戦闘要員の約80%を投入、上期作

戦中の戦死者は月平均約75人に達した（マンスフィールド米上院議員報告）。軍事作戦と並行して懐柔工作が精力的に進められた。政府は4月のサンボアンガを皮切りに紛争地各地で独自の和平会談を開催したが、参加者の大部分はすでに投降した者であったとみられる。投降者に対する大統領の会見・特赦、国軍編入・資金援助等の特典供与、経済開発促進の約束、回教徒の政府役職任命、形式的自治付与（7月）をテコに政府協力回教徒を通じる投降説得が行なわれた。だが政府の硬軟両面作戦も反乱側優位の情勢をなお変えうるものではなかった。情勢転換は7月サバの政変と符節を合せて起った。ムスターファ・サバ州首相はこれまで2万余の難民受け入れ、訓練基地提供、武器弾薬・石油等の軍需物資補給で反乱軍を援助していた。同首相の勢力失墜は補給の不足を來した。8月中旬のジェッダ会談 MNLF代表・同法律顧問ルクマン元判事の投降、第9-A地区府副長官任命は、反徒リーダーの相次ぐ投降の先がけとなった。ラモス警察軍長官によれば11月下旬現在反徒武装勢力は73年闘争高潮時の推定1万6900から9000に減少したという。しかし多数の中間分子の投降と後背地への後退にもかかわらず残存中核分子による再編が進められている。諸情況は政府軍側の絶対優位確保を困難にしており、紛争は依然長期消耗戦の様相を変えていない。

紛争が続く限り政府の経済開発は実効をあげえないし、土地問題など紛争の根本原因は解決できない。情況次第で投降者の大規模な再転向も起こりうる。他方ムスターファ前首相の数年内復帰の可能性は極めて強い。回教諸国の圧力に加え、回教徒・キリスト教徒間の相互不信と反感は今次紛争を通じ益々深められ、以前にも増して同化統合を不可能にした。11月のマルコス大統領の完全自治権約束はこうした現実を考慮し、相対的優位を利した自らの主導権による解決の方向を示したものであろう。

自主独立外交の展開

对中国交実現は、ベトナム戦争の急転回で早まったが、これは既定の路線であった。共産主義国を含む対外関係の多様化は現実の対米経済関係の

変化、その相対的比重低下から生じた国益を考慮した必然的帰結であった。東南アジアの勢力圏の変化は安全保障上からも中国との正式国交の必要を一層強め、米国とのいわゆる特殊関係の早急な再調整の必要を生じたのである。しかし現実の対外関係多角化＝対米自立化の過程は、米国からの完全自立を意味するものではなく、現時点では反対により有利な条件下での米国の経済・軍事的影響力の存続を前提とするものである。また、北ベトナムとの国交交渉の経緯は自主独立の限界を示すものであった。

对中国交の実現 6月訪中したマルコス大統領は7日毛主席および入院中の周首相と会談、9日には周首相との間で外交関係樹立に関する比中共同コミュニケに調印、その自立化政策をより実質的なものとした。合意内容は内政不干渉、領土保全、平和共存等平和5原則条項と並んでいわゆる覇権条項を含むものであった。中国首脳との会談の中でも在比米軍基地問題は全く話題にされなかつた。それは現状の勢力均衡で両国の利害が一致したことを見たものであった。大統領は帰国後中国側の内政不干渉の保証を強調して国交の治安面への懸念の否定に努めた。11月中比両大使館が相互に開設され、柯華初代中国大使はマニラ空港で約2000の中国人の熱烈な歓迎を受けた。

国交声明と同時に貿易協定が調印され、これを受けて11月に訪比中国使節団と大統領夫人との間で第2次原油供給協定が結ばれた。第一次協定に基づき前年11月から1年間に約60万バーレルの原油が輸入されたといわれる。対中貿易は今年1～9月輸出1450万ドル（全輸出の1.4%）、輸入3580万ドル（全輸入の0.8%）を記録しほぼ前年の2倍に達した。赤字の大部分は石油輸入によるものである。他方フィリピン側も国交を機に対中輸出促進に努め、今年は木材、ヤシ油等に加え新品目として銅精鉱2万トンの輸出が実現し、砂糖の輸出交渉も進められている。貿易額はまだ全輸出入額の1.2%と小規模だが、国交実現でその将来性は一層期待されている。

在比中国人の同化促進のため国交前の4月外国人の帰化条件緩和通達が出された。再延長された申請期日の6月末までに、外人登録中国人約12万

に対し約1.9万が帰化を申請、年内にまず2.8千人の帰化が認められている。また6月6日には大統領令で超過滞在中国人1785人に永住権が与えられた。菲華商連総会の役員は会員の70～80%は帰化申請をしようとしたが、台湾旅券の有効期限延長のため多数の中国人が台湾大使館を訪ずれたという。他方比中国交は中国人社会に台湾派と中国派の対立を生んだ。対立は菲華商連総会の中国旗掲揚問題の形をとり、現在のところ同会内の中國派は少数派にとどまっている。

台湾との公式関係は比中国交と同時に断絶、7月に両国の出先大使館は正式に閉鎖された。しかし比台通商関係は貿易事務所を通じ民間ベースで存続することが合意された。台湾の対比投資も相互条件で認める方針が確認され、フィリピンは経済上の損失をほとんど受けることがなかった。今年1～8月中国人の新規登録企業払い込み資本投資は全体の1.9%と依然外資中1位で、台湾資本の流出はみられなかった。

中国との同時国交方針が表明されていたソ連との関係は今年ナホトカ航路開設以外ほとんど進展しなかった。貿易でも今年1～9月対ソ輸出は820万ドル、前年同期の58%と非常に低調であった。4月の貿易使節団の訪ソをうけた、今年中にソ連と通商協定を調印するとの大統領の言明も実現されなかつた。それはベトナム後の域内情勢の見極めと米国の安全保障約束の確認を必要としたためであろう。

ソ連に較べ東欧諸国との関係は一層進展した。4月チャウセスク・ルーマニア大統領の社会主义國元首としては最初の公式訪問と発電プラント借款他13協定調印、5月比ブルガリア貿易協定調印、比ハンガリー貿易協定交渉などがそれであり、大統領夫人の特使外交で8月キューバとも国交を回復した。

困難な比米関係再調整 ベトナム戦争の帰趨が明確となった4月上旬以降フィリピン側の「対米関係再調整」の早期実現要求がにわかに強まった。もちろんそれは「出現しつつある現実」＝東南アジアの勢力均衡の変化に対応するものであったが、再調整の要求自体はこの時点で急に持ち出されたのではない。比側の要求は、米国が西太平

洋に勢力としてとどまるとの保証を前提とし米比関係から可能な限り植民地時代の残滓を取り除き、相互主義の原則に置こうとするものである。

フィリピン側の再調整交渉の原則は次の3点に要約される。①フィリピンの自主独立の促進、②領土保全と主権に対する尊重を高める、③地域内における勢力均衡の維持を助長する。また大統領の発言等で明らかにされた主な要求内容は次の2点である。まず相互防衛条約においては、米国に対し対比攻撃の場合条約を自動発動するとの確固とした明確な約束を要求することである（4月16日大統領演説）。これは現行条約では在比米軍基地以外に対する対比攻撃を米国に対する攻撃と見なすとの明確な条項を欠き、その判断は米国議会の決定に委ねられているためである。この点は米国大統領の議会に対する権威低下が明確に示されたベトナム戦争の最終段階で最も問題とされた。第2点は基地貸与協定において、米国の超領土的慣行を除去し基地に対する完全「主権」を求め、基地を経済目的にも使用することである（7月7日大統領演説）。基地用地の一部返還もここに含まれよう。基地の貸与期間を短縮する考えはなく、フィリピンは少なくも現行基地協定が失効する1991年まで基地を保持する方針である（6月2日官房長官演説）。

現在主な在比米軍基地はクラークフィールド空軍基地（5.3万ヘクタール）、スピック海軍基地（1.4万ヘクタール）の2カ所で、クラーク基地は米本土外の全空軍基地を合せたより大きい。75年下期の駐留米軍は約1.5万人、フィリピン人従業員4.7万人、74年予算は2.23億ドルであった。両基地の大部分は直接軍事目的に使用されておらず、空軍基地にはフィリピン人が入り込み農作物を栽培している。基地当局の権利乱用、基地内外での米軍人による犯罪と裁判権問題は常に両国間の摩擦の原因となっている。

安全保障と並び「再調整」を要する問題には前年のラウレル・ラングレー協定失効に伴う新通商協定の交渉がある。昨年、今年5月29日まで凍結された米国系企業・個人の土地処分は期限までに一部が完了したのみであった。そのため政府は期限までに土地処分案を提出し妥当な期間内に実行すれば没収しないとの譲歩案を提示した。結局期

限までに対象となる64社中50社、個人21人が、国家開発公社または比国籍不動産会社への贈与・売却次いで同一の土地の長期賃借契約を行なう方式等による土地処分案を提出した。この土地処分は米国企業の既得権要求を無視したものであったが他方で政府は期限日に一部米国人の土地所有継続を認めている。5月28日には小売業国民化法の適用範囲を明確にし（大統領令714号）、ダミー取締法を修正（大統領令715号、部分国民化事業に従事する法人の外国人取締役選出を持分に比例して認めた）し、従来特に米国系企業との間で論争されていた問題に外資に有利な解決がなされた。

米国政府はこれら米国人の既得権問題解決にはとんど介入しなかったが、同時に今年も新通商協定の交渉は全く進展しなかった。フィリピン側は現在ヤシ油・マホガニー等の重要輸出品に対する米国の輸入関税優遇を強く主張しており、交渉の過程でこれら輸出品に対する米GPS枠外の数量割当を要求するとみられる。新米通商法では主要10品目がGPS対象から除外されている。米上院委員会報告でも、フィリピンに対しウェーバー条項が適用されない場合、対米輸出は70～80%減少すると予想されている。

12月訪比したフォード米国大統領は、フィリピンに対する安全保障を再確認するとともに、軍事・通商諸条約の再交渉を早期に終結させることでマルコス大統領と合意に達したが、来年から始まる本格的交渉は極めて困難なものとなろう。

凍結された対インドシナ外交 フィリピンは少なくとも今年3月頃から在外公館を通じ北ベトナムとの外交交渉を開始した。当初北ベトナム側の反応は冷淡であったと伝えられたが、ベトナム戦争終結後の8月7日北ベトナムはフィリピンの前駐南ベトナム大使マンヒーラとの間で国交樹立共同コミュニケに調印した。

しかし調印は北ベトナム側の報道で確認されたのみで、フィリピン側は何らの公式発表を行なわなかった。同月12日マンヒーラ大使の北ベトナム大使任命は確実と報ぜられたが、9月には同大使の退職が発表された。その後外務省当局者は北ベトナムとの国交が存在しない旨確認、両国間の国交は事実上凍結されていることを示唆した。他方

米国務省は8月11日在比基地の現状通りの使用継続を確認した。これは共同コミュニケの，在比米軍基地をイントシナ攻撃に使用することを禁止した条文を論評したものであった。この論評から米国がこの条文に反対していることは明白であり、フィリピン側の一方的凍結の原因もこの点にあると考えられる。

フィリピン側の一方的凍結にもかかわらず、北ベトナム側は友好的態度をとっている。11月にフィリピンは北ベトナムに葉タバコ300トンを初めて直接輸出し、12月にも第2次直接輸出契約が結ばれている。しかしフィリピン側としては即時国交が望ましいとしても、条文修正交渉は困難であり、国交は当面比米基地協定の改訂交渉の経過あるいは結果待ちということになる。

他方今年も ASEANへの働きかけは、ASEAN拡大、中立化の提唱、共同事業計画の推進など積極的に展開され、ASEANに大きな期待をかけていることを示した。また大統領夫人の特使外交も活発で、これを軸に今年は中東・中南米諸国との関係緊密化が推進された。年初にはアルジェリアおよびイラクと国交が開設され外交関係多角化に寄与した。

経済積極策に限界

深刻化する世界的不況に対し今年も経済運営では昨年と同様の、「ダイナミックな柔軟性」を伴う、基本戦略が継続された。経済成長維持とインフレ抑制のため食糧生産、公共事業の拡大および輸出促進を重点としたが、昨年より厳しい選択的財政・金融政策が取られた。その結果前年を下回ったが、この時期としては高い成長を維持した。しかし景気回復の遅れと石油輸入代金の急増から国際収支赤字は当初予測の4倍に達し、財政も下期歳入不足に陥った。勤労者、特に都市勤労者の生活実態は、マクロの成長数字に反し、むしろ悪化したと見られる。

金融・財政 金融政策の重点は前年と同じく短期的には食糧生産と輸出生産の促進および過剰流動性吸収に置かれ、長期的には金融制度の整備=中央銀行のコントロール強化がはかられた。後

者では商業銀行の1億ペソ最低払込資本要件は9月末の期日までに17行が達成、合弁で13の外国金融機関が参入した。後者の主なものは、総額24億ペソの中銀債券の発行継続および実施が延期されていた貸付資金の25%農業貸付要件が再延期・修正の上6月末実施されたことである。

短資市場は経済の先行き不確定による低い法人資金需要、貿易赤字による通貨供給減を補う活発な公開買操作、財政支出増加等で上期は、季節的要因を除き、前年より金利は低下した(加重平均1月17.7%~6月10.4%)。中央銀行は同期強い引締・輸入管理は行なわず、輸入抑制策として商品分類の変更、機械・設備に対する外貨割当の業種別規制強化、比輸出品差別国・入超国からのぜい沢品輸入禁止を実施したのみである。しかし6月中旬、外為収支の大幅赤字予想から為替中心相場は6月の対米ドル平均7.015ペソから7.5以上に上昇、大量のドル買い資金需要で短資金利も7月平均13.4%に急上昇した。中銀はペソ防衛のため同時にペソ・ドル・スワップおよび政府証券買い戻し協定を停止、貸出窓口も閉鎖した。7月21日食糧・輸出用貸出しは再開したが他の長期間停止され、中銀は貸出規制を強化した。その結果短資金利は10月には平均19.7%に上昇、通貨供給高は6月の前年同月比18.5%増から7~11月には7~9.4%増に低下、金融は極めて逼迫した。しかしひの対ドル相場は結局7月以来約7.5となり前年平均7.067ペソから今年平均7.248ペソと事実上2.6%切り下げられた。

中銀は11月に至り積極的な買い操作等緩和策を取ったので、短資金利は準備不足銀行の年末需要・石油輸入代金決済用の大量借り入れで18.6%に上昇したもの、通貨供給高は年末には前年末比14.5%に急増した。国内信用残高の増加率も前年末・9月比の18%から年末比の31.2%に上昇した。国内信用残高の前年末~9月の増加のうち10%は中銀の貸出増、15%は中銀預入政府預金の引出しによる。中銀の対農村銀行貸出額は34%と大幅に増加し、中銀の貸出総額の91%を占めた。他方対民間信用の12%に対し対公共信用は151%増加、対公共信用の対残高比率は前年末の4%から9月末9%に上昇した。

中央政府現金勘定は上期6.1億ペソの黒字を計

上した。しかし新年度の7月以降歳出が急増、1～9月では前年同期比歳入30%増に対し、歳出61%増となり、年末までには約15.5億ペソの赤字を出した。金融勘定は1～12月17.5億ペソの純借入れで、年末現金残高は前年末比3.7%増の71.0億ペソとなった。

政府は、当初歳出242億ペソの76年度予算案を作成したが、赤字幅縮小のため大統領承認段階で224億ペソ（前年度比+11%）に、さらに12月には188億ペソに削減した。歳入確保のためタバコ消費税（7月）・酒類消費税（10月）・自動車等登録手数料の引上げ、エネルギー税新設（12月）、国産品保護を兼ねた関税引上げ、公共事業の一部停止を含む歳出5%削減令が実施された。しかしながら20～30億ペソの歳入不足は避けられないとみられるため、財務省当局は現行の免税（約10億ペソ）と補助金（約20億ペソ）の洗い直しを開始した。

株式市況は鉱業株の低迷で沈滞し、資金は短資市場に流出、取引量は前年比26%、取引額は40%それぞれ減少した。構造的に長期金利安・短資金利高という金利不均衡は正のため短資取引源泉税新設（11月）、長期預金利上げ（12月）が決定されたがほとんど効果は現われていない。新規登録会社は前年比件数で31.7%増加したが、払込資本は5.8%増にとどまり、建設（+116%）、運輸（+154%）、サービス（+16%）以外は減少した。

中銀の外資直接投資承認額は1～12月1億5600万ドル（送金実施は9000万ドル）、国別では日本6300万ドル、米国4700万ドルであった。BOI委員長によれば同委員会登録外国投資は約30%減少した。同委員長は外国援助は盛りを過ぎたとみて、外国投資減少による新規雇用減少を補うものとして、今後労働集約中小企業の育成増加とASEAN補完事業の発展に期待している。他方国益を重視した選別的な外資規制強化の方向——外資企業の国内信用借入制限案、国籍決定に際しての外資比率算出における子会社持分算入、天然資源開発での外資30%限度方針など——が明らかになり成行きが注目される。

生産　国家経済開発庁推計によれば今年GNPは名目で11.0%，実質では前年の6.6%を下回ったが5.9%と予想以上の高成長を維持した。

国民所得は名目で8.3%，実質では前年の5.4%から5.8%に上昇した。他方個人消費支出は名目で前年の44%から9.3%増に、実質では6.1%から1.6%増に冷え切り、政府消費支出も名目22%，実質4.4%増にとどまった。しかし粗資本形成の増加率は非常に高く実質でも30%に達し、このうち固定資本形成の35%（建設35%，耐久設備34%）に対し在庫増は1.8%にすぎなかった。

産業別では特に建設業は実質31.2%もの最高の成長率を記録した。国内純生産に対する寄与率も前年の12.1%から19.4%に上昇、農業の16.7%と並んで成長維持の主因となった。この高い成長は、第1に巨額の公共事業投資と民間の事務所、非住宅建設の活況によるものであった。公共事業投資は毎年増加しているが、特に今年は昨年の15.3億ペソに対し総額51.8億ペソの実施を計画、契約価格調整と資金支出の遅れで工事の長期停止もみられたが、道路（500km）、橋（9km）、滑走路（37万m²）には15億ペソが支出された。民間では建設許可件数は前年の19.2%減に対し今年1～9月では19.4%，床面積で48.6%，総額で127%それぞれ増加した。建設業新規登録株式会社も件数で70.3%，払込資本では115.8%増加した。しかしこれらは観光客増加に合せたホテルと高中級住宅不足に対するマンション建設の増加によるもので、一般住宅の建設はかなり減少したと推定されている。

農林水産は前年の実質3.4%から低下したが3.0%と農業としては高い成長を維持した。特に引き続き手厚い金融、財政援助を受けた農作物の実質粗付加価値は前年を上回る7.2%増を記録した。他方林業と高飼料価格に悩まされた畜産はそれぞれ27.8%，10.0%も減少した。農作物の実質粗付加価値は、穀12.0%，とうもろこし13.9%，ココナツ2.5%，バナナ27.3%，その他作物2.7%とそれぞれ増加したが、砂糖のみ6.2%減少した。

農務長官によれば米の生産は約10%増加し、年末在庫は正常在庫21日分の4倍以上の約90日分（90万トン）に達した。これは好天に恵まれたマサガナ99運動の成果で、農務省は、76作物年度には需要378.2万トンに対し生産398万トンで19.8万トンの余剰が見込まれ、68年以来初めて自給を達成できると推計している。また余剰に前年度持越し

庫100.6万トン、輸入0.2万トンを合せ年度末在庫は120.6万トンに達するとみている。食糧作物生産に今年は前年の25%増32億ペソの貸付資金が、うち米作には22億ペソが割当てられた。マサガナ99は今年第4期(74.11~75.4)と第5期(75.5~10)が実施され、後者ではヘクタール当たり平均収穫3.52トン以上の収量が達成されたといわれる(74年度全国平均1.63トン)。一般命令47号による民間企業の自給栽培も今年一部収穫を開始した。また増産運動と並んで5月には1級白米のとう米中止(1級歩止り61%, 2級69%)が命令された。

他方増産を阻害する問題も出始めている。その一つは肥料価格の上昇で、価格補助を受けた食糧作物用肥料の違法転売の増加および前年11月以降の肥料消費量の減少(上期30%減)である。8月の25%値下げにもかかわらず下期も消費量は回復せず、国内生産増加(1~9月+9%)とあいまって肥料は供給過剰となった。3月初め在庫は9.5カ月分で、同月に肥料は年内輸入禁止とされた。マサガナ99の満期生産貸付の低回収率も問題となった。6月末現在回収率は第1~3期(73.5~74.9)分で平均71%であった。同月末政府は警察軍の動員を含めた回収運動を開始、10月中旬現在回収率は80.4%に改善されたが、未払い数百人の農民が逮捕あるいは起訴された。

砂糖生産は前年下期の台風被害のため75作物年度は245.5万トンと前年度の8.7%増から2.0%減に転じた。前年までの予想に反し、国際糖価は1ポンド平均38セントから6月には16セントに急落した。76年度も欧州のビート糖増産が予想され早急な価格回復の見込みはない。増産計画にしたがい今年は5地区で作付が拡大され、昨年新設を承認された5製糖プラントのうち2件が建設中である。しかし米国砂糖法失効及び米国の消費減少・米国内作付増加のため、対米輸出は急減した。輸出用在庫の倉出し率は前3カ年平均の58%から45%に低下、在庫は前年末の65万トンから5月中旬には99.9万トンに増加した。そのため危機的な倉庫不足が生じ、12月政府は品質劣化在庫の再処理を含む砂糖の品質維持令を出すに至った。これは輸出糖の専売権を握る国立銀行が前年来の高値持続を見込み輸出を手控えたことが原因といわれ、5月には生産者団体から輸出取引民間返還の

主張を招いた。1~9月輸出は量で26.8%減少、額は上期の高値で19.5%増加したが、1~12月輸出額は24.9%の減少となった。対米輸出割合は前年の75%(115万トン)から38%に低下、代って日本が40%以上を占め1位に進出した。日本以外に英・モロッコ・イラン等にも相当量が輸出され、新たに中国(8月第一次1.05英トン)、ルーマニア(計5万英トン、76年1月開始)にも輸出が開始された。

木材製品の生産は国内市場を主とする挽材を除き、米日の需要減、価格低下のため前年より減少した。丸太は1~8月17%減、合板とベニアは上期75%, 43%とそれぞれ減少した。挽材は国内建設ブームで97%増加した。輸出では74年輸出総額の9.1%を占めた丸太・挽材が1~9月量で19%, 金額で39%減少、他の木材製品も例外なく減少した。このため76年初から実施予定であった丸太の輸出禁止は年末に至り緩和されたが、輸出許可割合は75年の80%から25%に引き下げられた。

ココナツの生産は推定33%増加した。しかし輸出は不調で、ココナツ換算で量は75%増加したが、金額では26%減少した。特に、78年以降の輸出停止方針(全量ヤシ油に転換)にもかかわらずコブラの輸出量は前年の2.7倍に達した。

製造業の純付加価値生産の増加は、生産コスト上昇と景気回復の遅れのため、名目で12.7%, 実質では3%と前年の3.5%を下回った。前年より名目・実質とも減少した業種は木材製品(実質-16.6%)と化学品(-8.5%)の2業種のみだが、織物・衣類・紙製品・皮革製品は平均を下回った。建設ブーム、交通事情および農村需要拡大を反映してゴム製品、機械類、電気機器、輸送機器の4業種の成長率は実質10%を越え、非金属製品も9.6%を記録した。

鉱業の実質純付加価値生産は9.6%増加したが、名目では19.5%減少している。高い実質成長率は、銅をはじめ、ニッケルを除く、主要金属鉱石の生産が減少したものの、非金属鉱業特に建設資材関連材の生産が増加したことによる。特に銅精鉱の生産量は日米の輸入削減で1~9月では前年の89%増に対し49.9%の減少を記録した。そのため年初の輸出税廃止の効果も少なく主要産銅会社の同期純所得は39~88%も低下した。他方新市

場開拓の努力がなされ、対中輸出(2万トン)が実現、ユーゴとルーマニアとも成約した。また計画中の銅精錬所の1978年完成時には出鉱量の50%が吸収されることになり市況安定に寄与するものと期待されている。金も埋蔵量減少と品位低下のため1~9月生産量は16.8%減少した。しかし前年出鉱を開始したマリンデウケ鉱山のニッケル生産量は前年の326トンから今年1~7月4089トンに増加した。

国営石油会社によれば、全石油製品の消費量は1~8月1日当り18.6万バレルで前年比8.1%増加、1~10月精油会社販売量も前年同期比11%増の5810万バレル、原油輸入量は5750万バレルに達した。このため年間の原油・石油製品輸入額は前年より、64%増加8.3億ドルとなり、さらに70年には8.66億ドルにのぼると予測されている。5月石油製品の値上げが実施され、普通ガソリンはリットル当たり1.09から1.22ペソとなった。値上げに伴い石油会社と政府の負担で公共輸送機関・小型漁船・精米業者に対する燃料割引切符制が開始された。10月のOPECの値上げ後政府機関に対するエネルギー節約指示に続き、自動車等の登録手数料引上げ、エネルギー税新設などの節約措置が取られた。またエネルギーの石油依存率を現行の93%から1985年に74%に引下げる計画が開始された。原油供給国の分散化も進み、73~74年は95%中東であったが、今年1~11月には中東81%、アジア19%(インドネシア、マレーシア各9%、中国5%)となり、メジャー依存率も政府間契約の進展で73年の100%から今年3月には85%に低下した。

後退した農地改革 今年農地改革は新社会の礎石として開始されて以来3年目を迎えた。対象地主規模が下るにつれ地主の抵抗は強まってきていたが、今年は実施の遅れだけでなく改革そのものの大幅後退が表面化した。その第1は中産階級の保護・育成の名のもとに不在地主と否とにかかわらずおよび米・とうもろこし農地外の土地所有の有無を問わず、米・とうもろこし農地7ヘクタール以下の地主所有地を土地移転(OLT)対象から除外し、小作者のある場合書面による定額賃貸制に移行すべきものとしたことである(5月7日)。

この除外は今年4月現在のOLT対象(面積142万2988ヘクタール、小作91万4914人、地主41万0679人)の面積で46.7%、小作の57.0%、地主の90.4%に相当する。第2は通達143号(73.10.31)に基づき、地主規模7超~24ヘクタール未満(小作地の約25%、小作の33%)の場合も条件付で書面定額賃貸制による7ヘクタール保有を認めたことである(「小地主の土地保有に関する暫定ガイドライン」、7月10日付)。この措置でさらに相当面積がOLTから除外されることになるが、かえって地主からの保有限度引き上げ要求は強まっている。

OLT縮小に伴い農地改革の完了目標日程は当初より一年短縮され76年12月に再設定された。しかしこうした後退にもかかわらず見通しは明るくない。10月に大統領から初めての解放特許状が100人の小作に手渡され、農地改革省発表では11月末現在7ヘクタール超の地主規模のうち面積で48.21%、小作の52.82%が土地移転証書の発行を受けた。しかしこのうち24ヘクタール以上地主地の移転完了率70%以上に対し7超~24未満地主地では11.32%にすぎない。特に対象の5割近くを占める後者の移転は今年ほとんど進展しなかった。条件付保有申請者の適格審査は地主の非協力や人手不足で進まず、申請期日も年末から76年1月末まで延期された。

地主の抵抗は全般に一層強まりつつある。今年は裁判所の小作人退去命令停止、不法追い出しに対する罰則強化令などが出されたが、農地改革開始以来9月頃までに小作追い出し、小作に対する刑事訴訟等防害事件が1万数千件発生している。その半数はまだ系争中であり、裁判の遅れをめぐって農地改革省と農地改革裁判所の間で非難論争まで発展した。その2は地主の非協力による地価評価決定の遅れである。過去4回も決定期限は延期されている。10月現在土地価格評価パランガイ委員会の成立は組織計画目標の8%にすぎず、地価決定に合意した地主はわずか780人、関係小作3万1457人、面積4.3万ヘクタールにすぎない。従来村落組合成立の遅れは遅延要因の一つとされてきたが、10月現在1万7350組合が成立、組合員数は78.4万とOLT対象小作のほぼ2倍に達すると報告された。しかし組合が機能・定着するかには多くの疑問が残されている。

対外取引 中央銀行の外國為替収支（暫定数字、資料参照）によれば今年は輸出の前年比12.3%減に対し輸入は11.8%増加、貿易収支は10.2億ドル、前年の2.8倍もの巨額の赤字となった。しかし貿易外収支(+7%)と移転収支(+22.6%)の黒字で経常収支赤字は5.27億ドルに減少した。しかも資本収支は、約4倍の短資の純流出増に対し長期資本の純流入も約4倍となり、誤差脱漏を加えて2700万ドルの黒字を計上した。したがって総合収支は前年の1.1億ドル黒字から5億ドルの大幅赤字に転じた。

輸出数量は前年1～9月比9.5%上昇したが、長期不況を反映して輸出物価は18.5%低下した。他方輸入数量の4.6%低下に対し輸入物価は10.3%上昇するという正反対の動きを示し、結局純交易条件指数は109.0から77.9に28.5%も悪化した。したがって同期の貿易赤字の63.4%は輸出物価の低下、36.6%は輸入物価の上昇に起因するものであった。

主要輸出品は大部分価格低下と需要減をこうむった。特に木材製品、ヤシ油、アバカは最も打撃を受けた。輸入増加は大部分必需生産財の増加が原因で、特に資本財は57%，準必需生産財は52%増加、必需消費財も149%増加した。

貿易相手国では1～9月往復では、砂糖輸出の急激な減少のため昨年首位の米国は24%に低下して、32%の日本と交替、サウジアラビアが7%で前年同様3位であった。

外為収支の赤字補填のため中銀は前年比2.7倍の4億8500万ドルを借り入れ、外貨準備は前年比1500万ドル減の10億8140万ドルとなり、10億ドル維持の既定方針は固守された。しかしその他開発資金調達を加え対外債務残高は前年末の29億0890万ドルから37.4%増加して39億9590万ドルに達した。9月末現在貸付国は米国16億8010万ドル(49%)、日本7億1310万ドル(21%)、英國2億9510万ドル(8.6%)の順であった。

中銀がIMFと協議して作成した1977～80年外為収支予測によれば、貿易収支は5カ年連続赤字(76年8.5億、77年10.7億ドル)、貿易外収支も2.00～2.35億ドルの連続赤字だが、移転収支と資本収支

はいずれも黒字予測で、総合収支は76年2億、77年2.25億の赤字以後黒字に転ずるとみている。この次2カ年の赤字に対して中銀は未使用スタンダバイ・クレジット5.5億ドルに加え76年にIMF・米民間商銀コンソーシアム等から約4億ドルの借款を予定している。開発資金借款では76年必要額18億ドルのうちすでに10月の世銀対比協議グループ会議は公的借款6億ドル供与を約束、米輸銀は12月原子力発電所建設用に直接・間接借款6.44億ドルを承認、フィリピンの対外信用状態が依然高いことを示した。

雇用・物価 今年2月現在労働力人口は前年同月より13.8%増加し1428.6万人となったが、雇用者数は19.6万人増の1376.8万人になり、完全失業率は4.1%から3.6%に低下した。しかし1～9月平均雇用指数は2.9%低下、特に農業・鉱業は各1%減少した。しかし建設・公益事業は各16%増加し、製造業は1.9%の増加にとどまった。

卸売物価(マニラ)は74全年の54.5%上昇に対し1～11月平均3.3%と上昇率は急速に低下した。これは他品目の7～26%上昇に対し、非食用粗原料(-31.4%)と動植物油脂(-54.3%)の大幅値下による。全国消費者物価の上昇率は74年の40%に対し1～12月平均7.4%に低下した。これは全般的な需要減少と米を中心とする食糧供給の安定化の結果食料物価上昇率が前年の43.0%から4.8%に低減したことによる。

マニラ工業労働者の賃金率は名目で熟練労働者4%，未熟練労働者8.1%上昇したが、実質ではそれぞれ4%，0.1%低下した。非農業労働者の名目月収(9月平均)も役員を含む給与所得者で9.3%，日給労働者で7.8%増加したにすぎない。11月のスト・ロックアウト全面禁止令はこうした労働者の生活条件の悪化を間接的に認めたものといえよう。その見返りに12月に至り公務員給与の5～25%引き上げ、民間労働者に対する1カ月ボーナス支給令(既実施企業は除外)が出された。後者は基本給の8.3%増に相当するが、それも今年の物価上昇分を丁度補うにすぎない。

重 要 日 誌

1月

1日 ▶共産党秘密連絡網を摘発——国防省発表。1カ月間の作戦でバギオ、ケソン市、首都圏で30人逮捕。

(注) Edicio de la Torre (12月9日逮捕), Manuel C. Lahoz の両神父を含む。74年12月25日の記事参照。4日、PCは両神父ら28人を軍裁に告発。9日付 Daily Express 紙によると、拘留中の民族民主戦線前準備委員長 Herminegildo P. Garcia IV は、デラトーレは自分の後継者と証言。

2日 ▶国防相、拘留者の「拷問」調査命令——デラトーレ神父がシン・マニラ大司教宛書簡および一般配布公開状で、共産党連絡活動事件の政治犯がキャンプ・オリバスで拷問を受けたと非難しているのにもとづき。

3日 ▶政府、地方自治体の現地監査開始——国防相を経由した大統領の命令により、オリバス PC 首都圏司令官兼首都圏警察長官がこの日を皮切りに首都圏自治体の一連の抜打ち監査。

▶イスラム会議事務局長来比——Mohammed Hassan el-Tohamy。「フィリピン政府と南部反乱との交渉見込は明るい。すでにヌル・ミスワリと会見した。大統領が提案を最終的に受け入れたら某所で会談が始まる」と言明。

▶初のニッケル精錬所操業開始と発表——12月29日操業開始。マリンヅケ鉱工業社、スリガオ市ノノック島で、日産100トン。

4日 ▶北鮮と貿易の可能性さぐる——商相声明。最近クアラルンプール訪問の北鮮代表団と現地商務官が接触。

▶大統領:「回教徒間の不統一が問題」——政府・分離主義者間の交渉について。モロ民族解放戦線(MNLF)の150万回教徒に対する代表権について疑問表明。

▶マンスフィールド米上院議員来比——3週間の訪中の帰途、非公式訪問。大統領と長時間会談。

6日 ▶中銀総裁、輸入管理を否定——①過大な国際收支赤字が予測されるが現行輸入政策を継続する。産業生産の必需品目は規制せず、新規租税措置もとらない。非必需物資を含め、国内で大量に生産されるもののみを規制する。②通貨供給量の伸びをインフレ率以下に抑え、選択的金融政策を継続する。これにより今後の社会資本その他開発プロジェクトの支出増大により、財政緊縮政策を(緩和に)転換することが可能となろう。

▶国民投票有権者登録開始——(～21日)。15歳に達した者、および1973年7月に登録しなかった者。

▶拘留者の保護で合意——教会・軍連絡委員会(CMLC)で。①拘留者の逮捕・所在通告、拘留者関係の問題

はまず CMLC にかける。

7日 ▶国民投票の質問項目採択——大統領令637号、選挙委員会の勧告にもとづき。首都圏向けとその他地域向けに分けられ、①自治体役員任期、②戒厳令継続、③暫定国民議会召集について設問(全文は参考資料)。

▶婦人の役割全国委員会設置——委員長は大統領夫人(大統領令633号)。

8日 ▶マフィンド会議で合意——公式訪問中(7～10日)のインドネシアのマリク外相、記者会見で表明。日程は未定、3国間の広汎な問題をとり上げる。フィリピンの反乱問題は国内問題であるから取上げない。ASEAN首脳会議は比マ間の相違が解決されてからである。

(注) 同外相は7、8日マルコス大統領と会見。

11日 ▶アジア開銀と借款2500万ドル調印——フィリピン国立銀行からフィリピン民間開発公社(PDCP)へ再貸付。PDCPは特定開発プロジェクトの生産企業の外貨融資に使用。

12日 ▶国民投票延期——大統領布告1366-A号。全国放送で、整然として公正な投票、十分な討議時間、各界からの修正提案の考慮を保障するため、2月27日に延期すると発表。

15日 ▶PNOC の石油探査計画に3000万ペソ支出権限——プルタミナ(インドネシア)チーム、西独顧問チーム技術援助によるカガヤン谷プロジェクトを含む。

16日 ▶イランと労働力供給覚書協定調印——来比中のFereidoun Nasserl 副労働社会相と Salvador P. Bigay 海外雇用開発委員会専務理事の間で。医療・建設など可能な限りの労働力をイランに供給。

17日 ▶改定国民投票質問項目発表——(大統領令637-A号、全文は参考資料)。同時に2月7～21日の期間、投票問題に關し言論・集会の自由を保障する大統領令。

24日 ▶ソ連船、シベリア鉄道経由でコンテナ輸送開始——キアソン商相発表。対ヨーロッパ諸港と前年12月15日から。同盟船より15%安。

25日 ▶18州、4市の警察、消防、刑務所の統合——大統領令421、482、531、585各号につづくこの641号で72州、61市にわたる統合完了。

26日 ▶復員軍人請求権解決基金残高の投資許可——大統領令642号。復員軍人開発公社(PHIVIDEC)に対し、残金8300万ペソの大部分を。

27日 ▶アルジェリアと国交——外務省発表。大使レベル。

28日 ▶大統領、 MNLF の休戦違反を発表——メルチョール官房長官がジェッダで和平交渉中にもかかわらず、モロ民族解放戦線は政府軍を計画的に奇襲、守備隊42人は全滅、スル州 Tanglebi、コタバト州 Tumbao、ラナオ州 Tangkang の3町は占拠する。

29日 ▶本年の経済成長率を5~7%と予測——シカット経済企画相・国家経済開発庁(NEDA)事務局長。世界経済情勢次第であるが、政府は、住宅その他社会資本プロジェクトへの直接支出と税制・直接貸付による民間援助で経済活動を刺激する。

▶大統領、内外の「妨害者」を非難——中部ルソン・バランガイ集会における演説。①若干のグループ(神父、元両院議員)は国家の利益を危くし、はなはだしきは米国で、政府が国民の支持をえていないとして対比援助停止を要求している。これはジェッダの和平交渉や米比通商交渉を無効にしている。②ジェッダ交渉における、別個の軍隊をもつミンダナオ・スル・パラワン自治国家という反徒要求には応じられない。

(記者会見で) 国民投票で戒厳令政権が反対されれば即時、暫定国民議会を召集する。

▶米棉輸入に2000万ドルの借款——米国農務省発表。今年10万梱輸入に対し商業信用公社(CCC)から。

31日 ▶自給・輸入代替産業奨励へ——投資委員会(BOI)によれば、このほど NEDA に勧告した第8次投資優先計画は、インフレ不況問題以降の、輸出志向型から自給型へという新しい経済政策の方向を示している。新規22プロジェクト中には、精糖、ひまわり油栽培・加工、ディーゼル・エンジン、資材取扱いクレーン。

▶マニラで第4回AA作家シンポジウム——アジア・アフリカ作家同盟常設書記局とフィリピン作家同盟共催(~2月3日)。マルコス大統領は基調演説で、フィリピン大学にAA創作センター設置を明らかにした。

2月

1日 ▶最高裁、アキノら14人の上告棄却——提出されていた「大統領の全国的国民投票を召集する権限と有効性」の疑義に対し新憲法により有効と判断、全員一致で棄却。

▶大統領を労働事件の最終控訴裁判所に——大統領令643号(大統領令570-Aの修正)。

4日 ▶ココナツ庁の不正調査を命令——エンリレ国防相(最近 PCA 会長に就任)、価格補助基金の不正使用と徴税のがれの民間の過小申告について。

▶神父ら9人を反乱罪で告発——Luis Jalandoni y Gamboa 神父ら9人、その他仮名者多数。

▶18人の暴行軍人に処分——第1憲察軍管区の拘置者

虐待に対して。士官5人告発、兵士7人即決免職、6人懲戒処分。シン大司教、迅速な処置に対し国防相に感謝。

(注) 大統領は5日、免職の7兵士の軍事裁判を命令。虐待事件はデラトーレ神父らを含む。

▶ソルソゴンで NPA 400人の帰順式。

6日 ▶大統領、和平会談休会要求——(演説)①国民投票を要する国家の主要問題は、南部紛争の再発、世界的経済危機、改革の継続の3点である。②モロ民族解放戦線は突如別個の軍隊をもつ自治国家創設を要求した。これは受諾できない。そこで私は最近行なわれた回教徒指導者との交渉休会を要求した。

(注) 和平会談は1月18~29日、ジェッダ。

▶沢木大使、銅輸入15%削減理由説明——さきのロムロ外相の削減抗議の覚書に対する回答。不況緩和の兆なく、正常な生産・輸出の見込がないという。

(注) さらに10日ロムロ外相、輸入削減は日比友好通商航海条約に合致しないとする覚書手交。

7日 ▶大統領、前国会議員70人と協議——全員一致で大統領の新社会目標追求を信任し、国民投票参加に向け住民啓発を約束。

11日 ▶大統領、回教徒問題で援助要請——(ルセナ市での演説) ①関係する全団体との交渉による和平実現のためアラブ諸国とインドネシア、マレーシアなど ASEAN 同盟国の援助要請、②回教徒の行なった行為を処罰しない、③ナバーム弾使用の報道を否定する。

14日 ▶アジア心臓病センター開業式——ケソン市。中国を含め、約20人の専門医学者参加。

15日 ▶ペレグリノ・タルクに恩赦——元共産党幹部、69年反乱罪で下獄。大統領、公共事業への奉仕労働を行なう中部ルソン農民1万人の集会で発表。

同じ集会で、大統領は閣僚を含めた公務員が年間2週間の労働に従事し、1年以内にバランガイと協同組合に属することを命令。

(注) 集会参加は、Mac A. Fabian の土地改革農民連合および Luis Taruc のフィリピン農地改革運動の系統。

▶コンチネンタル銀行破綻の責任者を軍裁に——大統領、筆頭株主 Vicente Tan 以下、同行および子会社の役職員、中央銀行審査役らを経済サボタージュとして告発することを命令。

▶選挙委・カトリック司教会議協議——CBCP の国民投票に関する4提案中、①十分な討議時間、②言論・集会の自由、はみたされ、③非党派的選挙管理機構設置、④棄権者の処罰停止、を大統領に委ねることで合意。

(注) 同日大統領は④について現行選挙委が憲法上の機構だとして却下。

17日 ▶大統領、回教徒交渉に5条件提示——士官学校

卒業式演説。(1)回教徒反徒は今や介入している外部勢力の道具にすぎない。中心的問題は国家の名譽の問題である。政府はフィリピン軍を可能な最良の武器で装備する用意がある。(2)交渉で和平を達成するためあらゆる手段をつくす。交渉の予備的 5 条件：①暴力行為の即時停止、②各級公職に回教徒任命、③回教社会の伝統、慣習、文化尊重、④回教徒戦士の軍への統合、陸軍の警察・警察による置き換え、⑤国家主権、領土保全の尊重。

18日 ↪和平会談 4 月にジェッダで再開——インドネシアのマリク外相、訪イ（2月16日～）中のメルチョール官房長官がスハルト大統領に伝えたと言明。またインドネシアはフィリピンの内政問題に介入しない、と調停説を否定。

♪ミンダナオの軍増強発表——大統領、セブの記者会見で。国家安全の脅威にかんがみ反徒が交渉に応ずるまで南部により多くの兵力を再展開する。一方、エンリレ国防相はマニラで、反徒とくに MNLF は、回教徒向上問題を解決することに関心をもっていないで外部勢力の政治利益をみたすことに関心をもっている、と非難。

19日 ↪金東祚韓国外相訪比——（～21日）、年次閣僚会議を開くことで合意。

20日 ↪インドネシアと相当量の原油買付協定——マニラで、フィリピンと国家石油会社を代表してマルコス夫人、インドネシアとブルタミナを代表してストオ総裁が調印。その他 LPG 生産の合弁事業の調印。

（注）4月10日付アンタラ通信によると、16～18カ月間に1500万バーレル、1億5690万ドル。

♪大統領、和平会談場所変更要請——首都圏ロータリー・クラブで、回教徒紛争和平交渉 4 月再開に当り新しい場所要請と領土保全の枠内での解決を強調。

21日 ↪5 億ペソの低所得労働者住宅計画——労働者統一集会で大統領発表、PNB、SSS、GSIS 資金。

♪日本と商品借款 2500 万ドル調印——日本大使館発表。25年間（据置 7 年）、金利3.25%。

22日 ↪マルコス夫人ネパール訪問——大統領特使として24日の戴冠式列席（～26日）。この間25日カトマンズで北朝鮮康良煜副主席、米国大統領顧問 Philip Buchen と会談。北鮮側は国交の希望を表明し、夫人を招請したといわれる。

♪メラルコ基金正式発足——同基金はロペス家持株会社 Benpres Corp. の所有する MSC 社（マニラ電力社を所有）株27.2%を取得。

♪マニラ大司教、ボイコット運動に警告——このほど大司教区内の全教区に対し「良心の命ずるところに従って投票し、教会を国民投票問題の討議の場とするな」と大司教代理回状を発した。

本日、ペレス選挙委員長は、国民投票に介入するか、破壊しようとする外国人は訴追し放送すると警告。

（注）先週来ナガ市、セブ市大司教区で同じ動き、23日フィリピン独立教会も同様公開状。

♪政府軍、コタバト州 Tumbao を奪還——同日発 AP。1 月占拠された 3 町の 1（1 月 28 日参照）。

25日 ♪ミンダナオ上空でハイジャック事件——2人の武装者、フィリピン航空 DC-3 機を。8 時間後軍当局に降伏。

♪緊急時の後継者は集団指導制——（大統領、全国放送の質問に答えて）(1)委員会が後継者として任命されるが、その臨時指導部は、①戒厳令を堅持し、②大統領令、布告、通達を継続し、③できるだけ早期に国民投票で信任を得るものとする。(2)国民投票で支持が得られなかった時は、暫定国民議会を即時召集する。

27日 ↪国民投票——全国投票所 7 万 2000 カ所、首都圏の投票時間は28日正午まで。

3月15日 宣告の公式結果：①戒厳令継続一支持 1767 万 5,437、反対 179 万 1,983、棄権 35 万 4,232。②首都圏行政一支持 199 万 5,619、反対 94 万 8,323。

3月

1日 ↪国民投票後の初閣議——大統領、ひきつづき内外記者団と会見、次のように声明。①文武官の全国的刷新（公務員にマルコス政権発足以来の資産・負債を申告させ監査）。②今年中に中国と国交を樹立し自分も北京を訪問する予定。ソ連とも貿易、国交関係に進む。③ミンダナオの報道活動を自由化。④4月再開する和平会談はジェッダではなくアジアの首都で行ないたい。政府は MNLF だけでなく少なくとも 10 グループある他の回教徒指導者とも交渉する。

2日 ↪規律違反の 3 士官、76 兵士を免職——軍発表。戒厳令以来の累計それぞれ 37 人、894 人。

3日 ↪大統領、軍に南部戦線の現状維持を命令——キャンプ・アギナルドでの国防省・軍首脳、関係野戦司令官との会議で。4月1日からの和平会談までひきつづき交渉と専守防衛の政策を堅持する。

（注）この日の報告によると最近の市民の死者 319 人、負傷者 96 人。また政府筋によると空軍のブエノ准将は73年初頭ナバーム弾を使用したことを確認。

5日 ↪大統領、銅輸出税廃止を指示——現行は輸出額の 2 %。

6日 ↪国内海運振興の 3 大統領令——フィリピン籍外洋船使用輸出入業者への減税など。

♪バシランでヤカン族隊商 150 人虐殺さる——国防相あて 3 月末報告。

▶大統領夫人、中東訪問に出発——8月AA連帯機構婦人シンポジウム(8~10日、アレクサンドリア)出席、9日、エジプトと1962年文化協定実施議定書調印、10日サダト大統領と会見、13日情報交換協定調印。17日ワーラン近郊でアルジェリアのブーメディエン大統領と会見。

9日 ▶政府軍3大隊、回教徒軍撃退——軍事筋(AP)。海陸空からバシラン島北東部集結中の4000人に攻撃。10日政府発表によると補給を断つための封鎖作戦。スル、コタバトでも攻撃企図を撃退したという。

10日 ▶サダト大統領、回教徒問題でフィリピンの立場支持——イメリダ大統領夫人訪問の際。

▶SEC、ELISCOとELIROLの合併認可——新設会社はElizalde Consolidated Steel Industries。

11日 ▶クレメンツ米国防次官、大統領と会談——同次官は東南アジア訪問中。マルコス大統領、外国軍の援助によらずミンダナオの治安問題解決は十分可能と伝える。

▶国防相、インドネシアと2協定調印——合同パトロールおよび国境通過協定、ジャカルタで。

▶外相、プロンペン残留比人に退避命令——残留者は33人。20日、Manuel Viray大使引揚げ。

▶第2回日比経済合同会議東京で開会——(~13日)。

12日 ▶PCC、ミルク値上げ申請認可——無糖練乳(脂肪添加)1.35→1.68(ペソ、カン当り)、同(還元)1.65→1.90。

▶外資参加企業の天然資源分野投資制限へ——ラヌーザBOI理事、同分野の外国人株式投資を憲法上の40%から30%に引下げる案について説明。BOIは60~40の比率でフィリピン企業と見なされる企業が天然資源分野に株式投資をすることを妨げる措置をとってきた。株式所有制限は70~30にすべきだ。現在、BOI、農業省、天然資源省、中銀その他で共同検討中。

17日 ▶国防相、ココナツ庁改造を命令——会長(兼任)として、最近のPCA補助金不正にかんがみ。

18日 ▶大統領、住宅関係機関統合を命令——居住委員会とそれに付属する国家住宅庁を創設、後者に住宅関係の全機関を統合。

▶アルジェリア、ミンダナオ政策を支持——イメリダ夫人、ロンドンで言明。アルジェリア訪問の際、ブーメディエン大統領は平和的解決と領土保全の方針を支持。

19日 ▶大統領、和平会談場所変更要請——ジェッダからミンダナオ内に移すようエルトハミー・イスラム会議事務局長に要請。

▶ダム南ベトナム副首相、大統領訪問——ベトナム和平に協力要請。

20日 ▶回教徒反乱は制御——大統領、フランス政府経

済代表団(François Missoffe団長)との会見で、軍当局と民間人の協力すべての町を奪還したと言明。

21日 ▶石油代表団訪中——団長、Geronimo Velasco国家石油会社(PNOC)社長(~26日)。中国化工進出口総公司と石油協定締結。

22日 ▶南サンボアンガ州でバス襲撃さる——同州AuroraのLantungan村で、死者14人、負傷10人。

(注) また中部ミンダナオ司令部4月5日発表によると、30日には北コタバト州回教徒反乱がブキドノン州Kadingilanの1部落を襲い、30人を人質にとり、うち16人を殺す。

▶MNLFの和平会談出席の前提条件——エルトハミー・イスラム会議事務局長が19日付マルコス大統領宛メッセージで伝達。①フィリピン政府は1月18~29日のジェッダ会議における当方4項目の通り、全ミンダナオ・バシラン・スル・パラワンを含む自治のバンサ・モロ共和国・政府の樹立要求に同意する旨あらかじめ宣言する、②政府代表団が当方要求を全面的に討議する権限をもつ、③政府代表団がフィリピン政府を拘束する公的約束をする権限をもつこと。

同日エンリレ国防相、ミンダナオ、スル、タヴィタウイ、バシランの大部分は相対的に安定化し、散発的トラブルは一部孤立地域で起っているにすぎないと演説。

24日 ▶AIDと借款3500万ドル調印——マルコス大統領、サリバン大使間で。2000万ドルは農村電化(累計5800万ドル)、1500万ドルは農村道路。

▶米国からシンジケート・ローン2510万ドル——香港でビラータ蔵相調印。ファースト・ナショナル・バンク・オブ・シカゴ系。諸空港の航空航行援助施設用。

▶回教徒全反乱グループ指導者を和平会談に招請——大統領、幹部と2時間の協議後発表。会談は4月17日、サンボアンガ市ないしミンダナオのいずれかの市で。

25日 ▶復活祭の間4日間、外出禁止解除——28~31日。

27日 ▶全閣僚・政府企業の長にバランガイ登録を命令——大統領覚書通牒815号。

28日 ▶大統領夫人、ファイサル王葬儀参列——ニューヨークから。ハレド王、ファイサル外相と会見(31日帰国)。

30日 ▶FIA、肥料輸入を今年中禁止——3月2日現在在庫60万トン、9.5カ月分。

31日 ▶アキノ元上院議員の軍裁開始——第2号軍法委員会。反乱、殺人、火器不法所持など6件の刑事事件の証拠保全訴訟。アキノは第2日に出廷して軍裁に裁判権はないとして、法廷にとどまることを拒否。

(注) 1日、最高裁は定数不足(15人中9人のみ)のため軍裁による訴訟の禁止を求めたアキノの提訴を判断できず。

4月

1日 ▶フォード米大統領、防衛約束を保証——タイ、フィリピンに対して。

▶公職者に毎年の資産・債務申告要件——大統領令677号、汚職防止法の修正。1975年分から。1974年分の提出期限は5月30日。

2日 ▶国防省、政治犯脱獄計画摘発発表——1974年中央以来首都圏諸拘置所で10件の企て、首謀者は愛国青年団ニロ・タヤグ書記長という。

3日 ▶大統領、首都圏4市の統合を命令——通達264号。また地方公選職(1万5000人)の実績を評価する監査チームを設置(同265号)。

▶MNLFの背信を非難——メルチヨール官房長官のイスラム会議エルトハミー事務局長宛書簡。MNLFは「不可能な条件」を要求しており、政府は4月17日サンボアンガ市で全国回教徒指導者を招いて和平会談を再開することを決定した。

▶大統領暗殺事件の審問——被告はSergio Osmeña Jr.(在米)、同三世、Eugenio Lopez Jr.など。

4日 ▶アキノ、ハンスト開始——法廷が彼の破防法違反裁判に関連し証拠保全の公判に當時出廷を義務づけたのに抗議して。

▶銅、セメントの輸出税免除——大統領行政命令450号。

▶貿易調査団訪ソ中——団長Nicanor I. Fuentes NEDA副長官。

▶比・ルーマニア友好協会発足——会長はFred Elizalde商業会議所会頭。

6日 ▶蒋介石死去についてマルコス声明——アジアのドラマの中の主役の退場と新しい幕の始まりを示す。

9日 ▶ルーマニア大統領夫妻訪比——チャウシェスク(Nicolae Ceausescu)(~13日)。

12日 ▶ルーマニアと9文書に調印——①共同コミュニケ、②両国関係の原則に関する厳肅な共同宣言、③経済技術協力基本協定、④貿易協定、⑤科学技術協力協定、⑥文化協定、⑦貿易不均衡是正覚書協定、⑧ビザ便宜供与協定、⑨経済代表権協定。①~⑤は大統領間、⑥はキアソン商相とスタンシウ外相貿易次官、⑦~⑨はロムロ、マコベスク両外相間に署名。(②は参考資料)

13日両首脳はセブ火力発電所(50メガワット)設備・融資供与(3140万ドル)契約に調印。

▶米国との防衛とりきめ再検討開始——政府高官筋声明。4月1日、3つの政府部局が在比米軍基地のフィリピンに対する有用性の検討を開始。

14日 ▶農場組織開発公社創設——FSDC、大統領令681号。授権資本8億ペソ、1976~86年間に毎年5000万ペソ

払込み。農民の灌漑組合結成を援助するため。

15日 ▶防衛とりきめ再検討は必要性の問題——大統領、国防大学で。対米関係再検討の動機は敵意でなく、弟が兄に対して条約・協定の点で問合わせることである。

さらに翌日、最近の情勢発展に照らして、共同防衛問題につき米国からより明確な公約を求める、と言明。

▶アキノ、大統領との対決望む——夫人発表。司法の独立性は疑問、自分に対する訴訟事件は大統領との対決によってのみ解決できる。

(注) 前日、軍裁をやめるよう求めた最高裁提訴を撤回。

17日 ▶サンボアンガで和平会談——(~19日)。政府側代表団:Liningding Pangandaman サウジアラビア大使、軍回教徒旅団長 Mamarinta Lao 准将、Hashim Abubakar 選挙委員、Simeon Datumanong マギンダナオ州知事。回教徒側: ①MNLF代表 Augusto Herrera ら、②非MNLF反徒代表 Hadji Abdulrakman ら、③帰順反徒代表、計202人。

会議後、反徒側参加者は19日共同声明、代表142人は21日大統領を訪問、苦情や提案を提出。

▶マルコス、ASEAN首脳会談提案——カンボジア陥落後の情勢検討のため。

(注) イメルダ夫人は19日、スハルト大統領宛のこの提案をもってインドネシア訪問(~21日)。

18日 ▶カンプチア王国民族連合政府承認通告——同日のASEAN大使会議決定にもとづき。

20日 ▶北ベトナムと国交樹立検討中——政府消息筋発表。

(注) イメルダ夫人の中東訪問の際北ベトナム代表と接触したという。

22日 ▶イメルダ、香港で新華社記者と会見——21日ジャカルタから香港着(~24日)、タタド情報相マニラから飛来、落合う。

23日 ▶大統領、ミンダナオ地方区分の再編命令——南部ミンダナオ、特に回教徒社会の責任と権限を回教徒に移管するとし、次の2新地方庁の長は回教徒とし大統領府直轄。①中部ミンダナオ地方(コタバト市): ラナオ、マギンダナオ、スルタン・クダラート、②南部ミンダナオ地方(ホロ): スル、タヴィタウィ、バシラン、南北サンボアンガ。また現行全政府機関を統合した南部フィリピン開発庁(SPDA)を設置。

(注) さきの大統領令224号による3区分、西ミンダナオ(サンボアンガ市)、北ミンダナオ(カガヤンデオロ市)、南ミンダナオ(ダバオ市)に追加したもの。

24日 ▶大統領、アジア諸国の総合地域開発機構を提唱——マニラで行なわれたアジア開銀第8回理事会(~26日)開会式で。

25日 ▶米国、インドシナ難民の基地通過協力要請——サリバン大使、大統領・外相と会談、クラーク基地の通過許可上限（現在1日200人）の増加求める。

（注）①外務省は21日、米大使館に、在比基地の難民の地位について照会。②28日、軍人、政治家を除き一定条件下で難民の基地通過につき通常の形式省略を通告。

▶外交政策会議、米比軍事諸協定再検討を勧告——「目下の現実からみて現状維持はもはや不可能」。

▶最高裁、アキノの証拠保全訴訟続行決定——8対2で4月8日付制限命令を解除。

26日 ▶SEAFDEC、養殖部開業——東南アジア漁業開発センター、イロイロ州 Tigbauan。

28日 ▶サイゴン駐在大使館総引揚げ。

29日 ▶大統領、回教徒21人を地方官に任命——町長、副町長、評議員。

30日 ▶労働・経営団体の統合——全国三者（政府、労働、経営）会議最終日に、全国労働調整センター（PLCC, Roberto S. Oca 委員長）、と全国雇用者同盟（ECP, 15商工業・経営者団体参加、会長 Fred J. Elizalde 商業会議所会頭）創立。

5月

2日 ▶ブルガリアと貿易協定調印。

7日 ▶地主の小土地保有認める——7ヘクタールまでの米とうもろこし栽培地は地主が所有する定額借地制とする。また現金支払分を現行の土地価格の10%から20%にするなど、支払条件を地主に有利に改正。

▶大統領、石油製品、砂糖の値上げ停止——NEDAの検討待ち。また冷凍牛肉の輸入禁止を停止。

（注）8日、NEDA 検討の結果、石油業委（OIC）と主要物資委（PCC）に値上げ再検討命令。

9日 ▶フィリピンに CECI 加入勧誘——大統領と会見したヨーロッパ貿易センター（民間）会長オリビエ・ジスカールデスタン（仮首相兄弟）語る。

▶最高裁、アキノ軍法会議の裁判権を支持——票決8対3。

▶ベトナム難民約160人に永住権——国家安全保障会議決定。大部分フィリピン人の家族。

15日 ▶ASEAN荷主会議連合第4回会議——（マニラ、～18日）。FASC 正式設立。

▶石油製品・砂糖の値上げ承認——通達280号。プレミアム・ガソリン1.15→1.28、普通ガソリン1.09→1.22（リッター当り、ペソ）、国内向けブラウン糖1.35、精製糖1.75、産業用2.10（輸出製品）、1.40（内需製品）（キロ当り、ペソ）。公共交通機関、漁船向けに燃料補助金。実施16日。

16日 ▶PLCC、石油会社の国民化要求——フィリピン労働調整センター会長オカ、大統領に対し。さきに商業会議所エリサルデ会頭も同様の要求。

▶食肉の価格・供給安定化措置——食料ターミナル社による過剰豚3万頭の買上げおよび中央銀行による飼料購入に期間90日の信用状の発行。

▶ミンダナオ和平会談第5ラウンド——北ラナオ州バロイで。政府側代表団 Liningding Pangandaman 大使ら4人。4月17日サンボアンガをふりだしに、バシラン、ホロ、シアシ、コタバトと地区毎の会談を完了。

17日 ▶大統領、肥料価格引下げ指令——19日から、25%。補助金75／76年度に3億5000万ペソ。

20日 ▶フィリピン軍自立防衛計画に資金——国家安全保障会議で大統領、小火器・弾薬・携帯口糧生産に「相当額」の支出命令。

21日 ▶漁業関係法規の改定・統合——大統領令。外国企業と漁船のチャーター契約・リースまたはリース購入契約、資金・技術等の援助契約を結ぶことが可能となる。

23日 ▶外交政策6項目ガイドライン——マルコス大統領、全国ビジネス会議で演説。①ASEANとの結合、②社会主義諸国との国交、③第三世界との一体性、④有利な対日関係、⑤アラブ支持、⑥米国との健全な関係のための新しい基礎。米軍基地問題の早期解決を強調。

25日 ▶首都圏バランガイ青年団員選挙——1839青年団で。6月1日には全国約4万2000のバランガイ青年団で。

26日 ▶米太平洋軍司令官、大統領と会談——Noel Gayler 提督、米軍施設視察旅行中。エンリレ国防相、サリバン米国大使同席。

（注）28日には第7艦隊 George P. Steele 海軍中将がルイス・フィリピン海軍司令官と会談。

28日 ▶米人所有地の国民化に猶予期間——大統領声明。締切期限5月27日現在、フィリピン人・機関に譲渡する具体的な計画を提出した米人・企業は譲渡実施に要する「適当な期間」の猶予が与えられる。以前フィリピン人であった米国人、継続して20年間住し LL 協定失効前に5000平方メートル以内の宅地を取得した米国人にも適用。

（注）大統領は前年5月27日、米比通商協定失効に先立ち、75年5月27日までの1年間米国人の土地所有権を現状凍結すると声明。

締切日までに所有地を譲渡したか、譲渡計画を BOI に提出した者は、企業50社、個人21人。

▶バタアン精油会社の国民化成る——モービル石油が持株3%分を国家石油会社（PNOC）に譲渡したことにより、PNOC が60%を占める。

►米軍事援助贈与計画は1978年まで——米政府から通告を受けたと政府消息筋声明。

29日 ►世銀、中小企業開発に借款3000万ドル——世銀発表。DBP 1500、産業保証借款基金(IGLF) 1200、國家電化庁230(各万ドル)を通じ再貸付。

31日 ►自治相、近い将来のバランガイ選挙を否定——25日行なわれたバランガイ青年団役員選挙を先例に、数カ月以内に選挙があるのではないかとする問合せに対して。

6月

1日 ►ミンダナオ問題で4回教国外相会議——イスラム会議特別調停委員会(サウジアラビア、セネガル、ソマリア、リビアで構成)、ジェッダ。エルトハミー同会議事務局長はさきにマルコス大統領に対し、「前提条件なし」6月第1週にMNLFとの第2回会談を提案し、これに対しフィリピン政府は5月2日付で現地での会談を回答した。

2日 ►自治体業績監査開始——州市町役員1万4000人の①開発プロジェクト実施、②民衆生活向上、③治安の業績、④誠実さなどについて。12地方機動チーム派遣。

►商務省強化——大統領令721号。

3日 ►大統領訪中時の執行閣内委員会設置——7~11日の訪中(5月31日発表)期間中の日常業務の執行に当る、閣僚で構成。

4日 ►貿易経済代表団訪中——団長Emilio Abello、鉱業、製造業、金融、公益、貿易を代表し、大統領訪中の先発。

►比・インドネシア交換覚書調印——昨年8月マルコス=スハルト会談の際結ばれた、経済技術協力、貿易、国境貿易、科学協力、林業、漁業、ココナツおよび同製品の諸協定正式発効。

►第17回米比相互防衛委員会緊急会議開催。

5日 ►ハビブ國務次官補訪比——(~9日)。6日マルコス大統領と米比安全保障とりきめ全般について会談。帰国の際、①米国はアジアから撤退しないし、同盟国との公約は守る、②年内にフィリピンと基地の新しいとりきめについて交渉を行なう、と言明。

►セメントの輸出税免除——大統領行政命令451号、また輸出用セメント製造に使われる燃料にもどし税(通達282号)。

6日 ►外国人1785人に永住ビザ——大統領令730号、滞在期間超過中国人を含む。

►駐比台湾大使本國召喚——Liu Chieh大使帰国。さきにフィリピン側がIsmael Lapuz駐台大使召喚。

8日 ►日本のいわし罐詰ダンピング指摘——食料品製

造業会議所。プラスチック樹脂、自転車、オートバイ・タイヤ、銅管に続くもの。

9日 ►ソ連、原棉輸出と綿維製品輸入提案——訪比中の貿易省代表団(4人)、キアソン商相に対し。

►中国と国交樹立——マルコス大統領と周首相、相互承認と外交関係樹立に関する共同コミュニケに調印。パテルノ工業相と李強貿易相、両国貿易協定に調印(両文書全文は参考資料)。

同日フィリピン政府は、台湾との間の友好親善条約とすべての協定を破棄するなど、すべての公式の関係を終息させる旨声明した。

マルコス訪中(7~11日)中の日程。同行は夫人、令嬢2人、外相、法相、工業相、農相、自治相、ベネディクト駐日大使ら。北京空港出迎え、鄧小平、華国鋒、谷牧副首相ら。7日毛・周と会見、8日鄧・マルコス会談、9日共同コミュニケ、貿易協定調印。10日上海訪問。

10日 ►国内中国人、对中国交を支持——フィリピン中国人商業会議所連合(FFCCC)姚迺崑会長言明。「住民10万人の90%は帰化を申請し、大部分老齢者である残りは恐らく本土に帰るであろう」。

(注) 同日台湾大使館国旗おろす(閉鎖は7月7日)。

11日 ►外相、「ソ連と近く国交」——ハンガリーMTIニュースとの会見。「ソ連とはおそらく近く国交を樹立する。北ベトナムその他インドネシア諸国との関係正常化をめざしている。米国との安全保障機構が実際国益にかなうかどうかを解明するため同機構の改定を開始した」。

12日 ►中華学校はフィリピン祝日を祝うこと——教育相、対中國交に伴い命令。

(注) 中華学校数は131校。教育相は15日には、中華学校フィリピン化に1年の猶予期間を与えたが、大統領令176号によるフィリピン化要件(①カリキュラム、②理事会構成、③管理、④資本、⑤生徒構成)のうち、①は即時実施、また台湾の教材、祝日を払拭することとした。

19日外相は、比華条約(1947)消滅に伴い中華学校の即時フィリピン化を強調。

13日 ►大統領夫人訪日・米——(~7月1日)。日程、16日佐藤元首相国民葬参列、16日鹿島研究所国際平和賞受賞。20日、国連国際婦人会議(メキシコ市)で演説。28日国連でラテン・アメリカ、カリブ海砂糖輸出22カ国代表と懇談。

►第4歩兵師団兵士105人を免職——無差別発砲、非行、民間に対する職権濫用、訓練配属不服従などで(同師団はカガヤン・デ・オロ市所在)。

14日 ►中国商品有限公司マカヒで営業開始——中国產品の輸入業務。

►首都圏大司教管区でクルシーリョ運動停止——Amando H. Paulino補助司教(シン大司教代理)、同運動の

功罪を検討し改革を行なうため。

(注) 16日リバ大司教管区でも。

▶大統領、「毛は不干渉を保証」——ベサン峰30周年式典。毛主席は相互に陰謀も政府転覆も企てないことを保証した。

15日 ▶クウェート原油供給保証——このほど1977年までに3590万バレルを輸出する契約に調印。

19日 ▶大統領、在比中国人に選択迫る——在比中国人商議所連合(FFCCC)役員との会見で、「フィリピン籍か中華人民共和国籍か、そのいずれも拒否すれば無国籍外国人とみなされる」と言明。FFCCC側は支持と忠誠を誓い、会員の70~80%は帰化すると述べた。

▶台湾と相互に貿易センター設置で合意——Jovito Rivera 国家輸出貿易公社(NETRACOR)が民間を代表して調印。比側は Far East Trade, Economic and Cultural Promotion Center、台側は Pacific Economic and Cultural Promotion Center が取扱い機関。

23日 ▶一部米人の民間宅地保有認める——大統領令713号。①元フィリピン人、永住権を得た米人、少なくとも20年間継続して居住した米人、②1974年7月3日以前に取得したもの、③面積5000平方メートル以内、の場合保有の継続または譲渡を認める。

25日 ▶比オーストラリア通商協定調印——1965年協定の改定。

26日 ▶国家穀物庁に小麦の需要確定・輸入権——大統領令726号。

(注) 中央銀行は27日、これに関連して民間で生じた「政府が輸入管理を復活する」という懸念を否定。

▶アジア開銀借款1350万ドル承認——ミンダナオのプーランギ川灌漑プロジェクト、ほかに10万ドルの技術協力贈与。

28日 ▶キッシンジャー長官訪比説——7月4日、クラーク、スピック両基地訪問予定とワシントン筋声明。

30日 ▶物価統制法の有効期間延長——大統領令737号、この日失効のところを77年6月末日まで。機関も物価安定化会議と改称。

▶ミンダナオ和平会談再開——サンボアンガ市。反徒側は前回(4月17~19日)出席できなかった者など458人が出席。会議は7月1日、政府から付議されたイスラム會議4カ国外相委員会の「和平議案(ミンダナオ、スルタウイタウイ、バシラン、パラワンの分離国家設立案)」はフィリピン回教徒多数の意見と感情を反映していないと拒否を決議。

7月

1日 ▶教会指導者、コンドーム使用に反対——カトリック信徒指導者の会議で。

4日 ▶回教徒地域に「実質的自治賦与」——大統領、和平会議出席の回教指導者と会見。南部回教徒諸州を4地方に再編、長官制とし、うち2長官任命。また政府代表団をエルトハミー・イスラム会議事務局長に送り、さきの議案を拒否して同事務局長を招請することとした。

▶海外経済協力基金と3700万ドルの借款協定調印——社会資本諸プロジェクトの設備・サービス購入資金。期間25年(据置7年)、年利3.25%。

6日 ▶ユーヘニオ・ロペス Sr. 死去——サンフランシスコの病院で、74歳。

7日 ▶在比米軍基地の管轄権を要求——(マルコス、東南アジア金融市場会議で演説)また基地の一部を生産的・経済的に使用したい。ただし、西太平洋の勢力均衡維持のため米国海空軍がひきつづき存在できるよう新協定を結ぶことを望む。

8日 ▶物価安定化会議、食用油最高価格引下げ——首都圏2.25、その他2.30(ピント当り、ペソ。各10セントボルト下げる)。

▶アジア開銀、ミンダナオ開発に3630万ドル——①電力2270万ドル、②プランギ川灌漑、ローン1350万ドル、技術援助10万ドル(6月26日参照)。

9日 ▶帰化申請者に改名認める——通達292号。特別帰化申請期間を終り、この日から帰化非申請中国人は中華人民共和国を選ぶか無国籍になるかの選択となる。

13日 ▶最近 MNLF 脱走者638人投降——ミンダナオ現地からの報告。

14日 ▶イラクと政府間原油供給協定締結発表——フィリピン国家石油公社(PNOC)とイラク国営石油公社との交渉で。

15日 ▶輸銀と国家電力公社960万ドル借款調印——アグス川第2水力発電所建設用。8%, 12年(3年)。

▶同族企業の株式公開に2年の猶予期間——ビラータ蔵相、株式公開化要件(非公開の場合所得税に5%加算、公開すれば優遇)案について説明。

16日 ▶大統領、マチサルグ族投降酋長19人に恩赦——ブキドノン、アグサン、ダバオ、コタバト州境で入植者、牧場主、木材業者と紛争中であった。

▶メートル法実施期限を2年延期——77年1月1日から(大統領令748号)。

▶AIM、大統領の砂糖政策を歓迎——統一製糖業組合(10社)、大統領の社会主義国、中東への新市場拡大政策と製糖工場増設措置に感謝のメッセージ。

(注) 同日ニューヨーク発報道はフィリピンがソ連にすでに

砂糖35万トンを売ったと伝える。

175/76年度予算の執行を命令——総額223億9900万ペソ（6月25日大統領承認）。

17日 ▶大統領、対中国交の理由を説明し支援求める——全国4万2000のバランガイ役員に回状。

▶米比新通商協定交渉は10月再開か——同日付 *Daily Express* 特派員、米商務省の情報として伝える。

18日 ▶大統領、回教指導者と会見——バシラン・サンボアンガ・宗教裁判所長 Ustadz Kashim Ismail。MNLF 中央委から権限を受け、和平交渉における政府の誠意確認にきたという。

▶オスメーニャとサバのムスタファ首相の取引を暴露——仲介に当たったという Perfecto de los Reyes（パラワンにいるムスタファの義子の弁護士）の証言。1969年、オスメーニャが大統領になったらサバ要求を取下げるという条件で17万8000ドルを寄付したという。

▶蔵相、為替投機には根拠なしと言明——「先進国経済は上向きに転じ、十分に外貨準備もある」。

19日 ▶民間開発銀行、流動性保証基金設置へ——このほど中央銀行が計画を承認。当初資金として民間開発銀行33行が資産の4%を拠出。

21日 ▶タイのククリット首相訪比——チャチャイ外相ら一行12人（～24日）。22日（マニラ）、22～23日（バギオ）で首脳会談。破壊活動情勢、特にベトナム戦争使用の武器流入問題、ASEAN 関税同盟、SEATO、米軍基地。24日共同コミュニケ（参考資料）と文化協定調印。

▶マルコス、春日民社党委員長と会見——日本が東南アジアの自立化援助にイニシアチブを取るよう要請。

22日 ▶口蹄疫蔓延の13州に災害事態宣言——通達298号。

23日 ▶マレーシア、マルコスのミンダナオ自治案に賛意——訪日中の Tengku Rithauddeen 情報相声明。

24日 ▶世銀、対比借款4500万ドル承認——マガット多目的ダム第1期工事。

▶貿易代表団訪ソ中——Ramon Cardenas 副官房長官、Ivan Grishin 対外貿易次官と会談。

▶オーストラリア、対比衣類輸入規制発表——フィリピン、シンガポール、タイに対し一方的に。二国間の自主規制交渉はさきに失敗。

▶レイテ州ロムアルデス知事訪中。

25日 ▶医療代表団訪中——団長 Pacifico E. Marcos 博士ら15人。

▶地方自治体の借り入れ許可——優先計画の資金または緊急の予算上の必要の際（大統領令752号）。

▶オーストラリアから議会友好調査団——団長 Glen Denton Scholes 下院議長。

26日 ▶政府、ミハレス事件報道に反論——今年2月フィリピンから「脱走」した Primitivo Mijares（前メディア諮問会議議長）の米議会下院小委員会証言を阻むために、マルコス大統領が賄賂を送ったという外国報道に対して、諸文書提出。

（注）27日にはイングレス外務次官が次のように正式報告。サンフランシスコの預金口座に5万ドルの預金がなされたことは事実。しかしそれはミハレスの米下院小委の証言をやめさせる贈賄ではなく、ミハレス提案のサンフランシスコの1新聞プロジェクトの資金として。ミハレスは2月半ば米国西海岸の反マルコス・グループに浸透するために渡米、情報を提供した。

28日 ▶タイ米10万トン輸入合意——タイ商務省発表、次の5カ月間に船積み。

▶中銀總裁、輸入政策堅持表明——国際収支赤字にもかかわらず、年内に必需の消費財・生産財の輸入制限をするではない。

29日 ▶政府・教会、家族計画強化で合意——方法は個人の良心に委ねる。教会側はカトリック司教會議。

▶AID と1000万ドルの借款協定調印——350万ドルは小農家の灌漑開発、650万ドルは Libmanan-Cabuso 総合地域プロジェクト（ピコール川流域開発計画の一部）。

▶第2回東南ア・日本実業人会議（マニラ、～31日）。

30日 ▶ルーマニア、砂糖5万トン買付申入れ——支払いは農業機械、トラクター、四輪車、鉄道車輛で。

（注）同日ニューヨーク貿易筋としてソ連がフィリピン糖50万トン以上買付の報道（さきには25万トンないし35万トンの報道）。また中国も近く買うとの噂あり。

31日 ▶国家輸出貿易公社（NETRACOR）解散——このほど多数株主の PNB が決定、本日実施。機能・人員は国際貿易会社（PITC）が吸収。Jovito Rivera 総支配人は台湾貿易の FETECPC の長に転出（6月19日参照）。

▶国家住宅庁創設——現行住宅関係官庁は解散（大統領令、3月18日参照）。

▶PSC、7州で砂糖小売価格引下げ——南北サンボアンガ、南北ラナオ、ブキドノン、南北アグサンの諸州。

8月

1日 ▶検察当局、オスメーニャ三世の歎願状公開——マルコス暗殺計画被告。マルコス暗殺陰謀事件審理で自己および父セルヒオ・オスメーニャ・ジュニア元上院議員の罪を謝罪し恩赦を求めたもの。

2日 ▶大統領夫人、中南米訪問——大統領特使としてボリビア独立150年式典出席。6～7日ベネズエラのペレス大統領と石油交渉、石油供給同意取り付け。8日ニューヨーク着。

▶家族計画について教会の立場——ハイメ・L・シン・

マニラ大司教、最近の教会・政府協定にもかかわらず、教会の教える家族計画は自然的方法のみと確認。

4日 大統領、立法会議設置計画検討中と語る——訪比（3日～）のヨーロッパ議会代表団との会見で、学者の特別グループが現在、これまでの国民投票結果をもとに可能性検討中という。

5日 大統領、対米輸出上の不利を指摘——米下院調査団（团长 Lester Wolff 議員ら11人）との会見で、ココナツ油およびマホガニーの関税の例を指摘、改善要請。また基地裁判権が認められれば、東南アジアの均衡維持のため自発的に米軍基地にあらゆる便宜使用を許す用意がある、と発言。

6日 政府企業・機関の財政・金融計画の集中化——このほど通達300号で。国家が所有・支配する会社その他機関はつづく5年間の投資・資金計画を事前にNEDAに提出すること。

7日 北ベトナムと国交樹立コミュニケーション印——8日のVNA放送。ハノイでグエン・コ・タック外務次官とマンヒラ大使の間で（参考資料）。

（注）フィリピンの新聞は傍受したVNA報道を伝えたのみ。13日付 *Daily Express* は外交筋として、マンヒラ大使が特にサイゴンにとどめられているフィリピン人の安全と送還の保証を求めるためにハノイに派遣されたと報道。14日同大使は記者会見で「交渉していた国交問題」について論評せず。9月8日外務省は同大使は「健康上の理由」で辞任と発表。

8日 大統領、南部紛争への外国勢力浸透に警告——警察軍74周年演説。わが国の領土保全に対する外国のもくろみの報道は、ミンダナオ紛争が外国傭兵に鼓舞されているという信念を立証した。我々は共和国分割の企てと死ぬまでたたかう。

（注）*Daily Express* 紙によればこの抗議は、サバのムスタファ首相のサバ・ミンダナオ・スル・パラワン統一新國家設立計画（7月28日サバのファド総督発表）に向けられている。

→統合国家警察を創設——大統領令。警察軍を核に全国各地の警察力を統合。PC長官が事務局長。同時に国家警察委員会は大統領府から国防省に移管、委員長はエンリレ国防相。

→政府軍南ラナオ州の2村奪回——11日警察軍発表。4日回教徒に占拠されたWaoで。APによるとこの間少くとも50人が死に、うち少くとも20人が警察軍兵士。

11日 米国、基地使用継続確認——米国務省報道官、ベトナム・比協定の報道に関連して、新協定交渉まで現行協定にしたがって在比基地を使用すると明言。

12日 ピラアン族反徒200人投降発表——マギンダナオ州Columbioで。また同日共産党ソルソゴン委員会幹部2人投降。

14日 MNLF指導者停戦に合意と発表——Abdul-Hamid Lucman元判事（MNLF法律顧問・中央委員会委員長）が大統領に伝えた。彼は停戦受諾につきMNLF中央委と前線将兵の委任を受けていると主張。

→蔵相、免税・補助金措置再検討を発表——原材料世界市場価格と国内物価鎮静に応じ税収約10億ペソ増を確保するため。燃料補助金は9月末日まで45日延長と同日発表。現行株式譲渡税率（1/4%）は不定期間据置き。

15日 回教徒反徒、誘拐の2外人を釈放——前日マラウイ付近で捕られた日本人およびフランス婦人。

16日 マンスフィールド議員一行訪比——（～20日）。同議員は19日、マルコス大統領との会談で米比防衛3協定、特に基地協定をとり上げ、フィリピンを同盟国として維持し外的攻撃の場合は防衛しなければならないとの米議会の意向を伝えた。

なおこの日ロムロ外相は、「中国がフィリピン外交官に在比軍事基地を使用したいと示唆した」との *Newsweek* の報道を否定。

17日 船腹増強2措置——①フィリピンに対する定期用船契約・リースにより外国人所有船をフィリピンに置籍することを許可（大統領令760号）、②外国人所有船置籍の際の国内資本比率要件緩和（75%→60%，同761号）。

18日 権威筋、マルコス訪ソ無期延期と語る——（AP一時事）訪問期日は当初8月28日、次いで9月4日に予定されていたという。同筋は延期理由を明示せず。ソ連当局者は最近、現時点での訪ソは「プラスにならないかもしれない」と述べたと伝えられる。

→バシランで3反徒指導者投降——部下100人とともに。翌日にはブキドノン州San FernandoでDatu Walu Dumakatalらマノボ族反徒94人投降発表。

21日 大統領、「MNLF最高指導者」と会見——ルクマン法律顧問のほか、Al Kaluang元野戦司令官・保安部隊司令官ら6司令官と、フィリピンの国家主権と領土保全の範囲での紛争地域の自治の態様と自衛軍設置について話し合い、経済開発計画の提出を求めた。大統領、南部での回教徒反乱は近く終結の見込みと語る。一同は無条件忠誠を誓い、大統領は地方を再区分しルクマンを第9-A地方府副長官、カルアンをスル州南Luuk補助軍司令官に任命、さらに第9および第12地方府へ各3000万ペソ、同府運営費に270万ペソの支出を命令（14日参照）。

（注）22日にはバシラン革命委員会議長Hadj Judean Abu-bakarほか5人のバシラン地方指揮官が帰順。

24日 食品加工6団体、日本の罐詰ダンピング非難——翌日財務省は日本からの輸入さば・いわし罐詰に関

税の2倍に当る保証金を賦課。26日政府は、ダンピング防止と被害を調査する2委員会設置。

♪77年初頭から会計年度暦年制へ——76年6月末で終るはずの今会計年度は1年半に延長（大統領令777号）。

♪財政優遇措置再検討委設置——蔵相を委員長とし、あらゆる補助金と優遇税制の改廃・停止を検討する（大統領令776号）。

25日 ♪非同盟諸国外相会議、フィリピン申請認めず——オブザーバー代表権申請も認めず。

26日 ♪キューバと国交再開で合意——ハバナ訪問（25～27日）中のマルコス大統領夫人とカストロ首相が共同声明に調印。

27日 ♪対米通商交渉のための特別委設置——キアソン商相発表、新通商法の一部改訂を検討・交渉する。

♪誘拐の日本女性釈放——関洋子氏、25日サンボアンガ沖サンタ・クルス島で捕えられてから56時間後に、身代金20万ペソ。

（注）31日、主犯3人逮捕と身代金の大部分回収で一件落着と発表。

28日 ♪小地主、24ヘクタールまでの保有を要請——「土地改革を支持する地主組合」、エストレーリヤ農地改革長官との会見で。処分・譲渡可能な公有地が多くあるのでそれを開発し分与できるとしている。

30日 ♪非必需・奢侈品輸入に選択的制限——フィリピン製品に輸入規制を加えているか、フィリピンが著しく入超になっている国に対して。

♪政府の石油探査・開発・生産事業を統合——単一の政府機関、石油委員会に機能・責任・統制権（大統領令782号）。

♪ブルガリア、ルーマニアへ貿易代表団——キアソン商相を団長とする政府民間10人。

9月

1日 ♪大統領、公務員綱紀矯正の通達——全省庁と政府企業の長に対して。戒厳令3年の間に規律低下と悪習のあともどりが見られると言う。

（注）戒厳令時、「不正・無能の文武官6000人」を追放した。

2日 ♪砂糖安定化手数料引上げ——従来のピクル当たり1ペソから1.1ペソへ（大統領令788号）。

4日 ♪不正納税申告に罰則強化——（大統領令785号）、罰金最低5000ペソ、禁固最低2年。

5日 ♪大統領、帰順 MNLF員350人に恩赦——Sheik Abdul Hamid Camlian (MNLF顧問・財政担当者)、その息子 Abdulla Camlian (バシラン革命委、軍事裁判所議長、MNLF中央委員) らバシランの反徒。

♪ブルガリアと貿易協定調印——プロブディブで、フ

ィリピン工業会議所 (PCI) とブルガリア商工会議所の間で。

♪ASEAN 石油会議設立へ——ASEAN 石油準備会議（マニラ）で決定。石油資源開発、技術協力に当る。略称 ASCOPE。

6日 ♪ルクマンの和平工作中作戦停止を命令——政府スポークスマン発表。この日からラマダーンの月。

7日 ♪国産弾道ミサイル発射実験に成功——軍自主防衛計画による国家科学開発庁・海軍合同プロジェクト。

♪EC オルトリ委員長一行訪比（～8日）。

10日 ♪安全保障5項目政策——大統領、誕生日の忠誠パレード演説で言明。①勢力均衡に立つデタント、②国防力のたえざる強化、③安定的進歩的社会秩序、④国民の旧社会の旧習への退行を防ぐ、⑤生き残るため政府は大衆の支持を確保する。

危機政府はなおなすべき多数の改革計画があるとして戒厳令解除の可能性を否定したが、若干の政治犯を近く釈放すると発表。

♪農地改革相、土地改革成果について——農民の51.67%は土地移転証書を受取り、残りは定額借地農となつた。7ヘクタール以上の土地所有は農民に譲渡され、それ以下は定額借地制に。

11日 ♪退学、怠学学生を矯正施設に収容——大統領令798号（26日発表）。

12日 ♪PSC、食用油小売価格引下げ決定——消費者の容器持参により15日から28.4%分引下げ。

♪大統領、近く対ソ国交樹立と言明——貿易協定が国交に先行すると期待。

15日 ♪比・沖縄・香港海底ケーブル敷設協定に調印——総額6000万ドル。

♪オーストラリアの衣料輸入制限問題でGATT提訴。

（注）25日キアソン商相、マレーシア、シンガポール両国商相に電報を送り、GATT 総務調査委への反対提出で協力要請。

16日 ♪日本カートン・メーカーの不公正競争を非難——Jose M. Elizalde フィリピン製紙会社 (PICOP) 社長。日本のバナナ・バイヤーが日本向けバナナ積出しに、免税となる日本製箱の使用を条件づけている点（フィリピン製箱には日本で50%の関税）。

（注）この問題につき、日本のバナナ商社、フィリピンのバナナ栽培業者、製紙業者、BOI が協議。

♪PSC 乳児用粉ミルクの卸・小売価格引下げ発表——国内で加工販売される輸入9銘柄を0.1～1.2（ペソ／カン）値下げ。

（注）8月22日、3週間前25%（1～5ペソ）引上げたものの平均40セントボリ下げを決めたが、国内流通業者はペソの下落、輸入諸原料コスト上昇を理由に反対していた。

►大統領夫人、パプアニューギニア訪問——ポートモレスビーでの同国独立式典出席(～17日)。

18日 ►フィリピン大戒厳令後初の学生選挙——学生会議代表の選出だが、学生評議会再建の端緒になりうるという。

(注) 投票結果も再建派が多数を占めた。

►IMF、対比ローン1億1500万ドル承認——このほど1975年発展途上国石油資金金融資として。

►シン・マニラ大司教、新社会支持表明——最近教会当局が、社会正義、家族計画、離婚等の問題で行なった公的意見は新社会支持の立場からである、と釈明。

(注) 9月13日、大司教は離婚問題で教書発表。

19日 ►大統領夫人、国連総会に出発——(～27日)、24日総会本会議で演説。

►大統領、公務員2000人のページ発表——「新社会」3周年記念式典で。革命が忘却され、清算されたオリガーラーに代る新しいオリガーラーが現れ、公務における汚職、権力誤用がはびこっていると警告、これら「新社会の裏切者」との戦いを宣言した。

「好ましからざる者2000人」中の主要高官：辞表を受理された閣僚、David Consunji 公共事業相、Baltazar Aquino 道路相、Constancio Castañeda 総務相(行政改革による)；Juan Manuel 教育文化相、Clemente Gaitan 保健相、Faustino Sy Changco 予算委員長(以上3人は定年超過による勇退)；その他の高級官僚、Misael P. Vera 国税局長、Rolando Geotina 關稅局、長 Romeo F. Edu 陸運局長、Arcadio Yabyabin 証券取引委員長、Ismael Mathay Sr. 会計検査委員長；運輸委員会、考查委員会、公務員委員会(Jacobo Clave 委員長代理を除く)は委員全員。

追放者中 Manuel Salientes 關稅担当国防次官については、「一定の調達担当者に対して非難がなされている」として、国防相に全関係者の徹底的全面的調査と処罰を命じたと述べた。

一方、Estelito Mendoza 首席検事は閣僚に昇格。

(注)(1) 大統領によれば戒厳令布告時約6000人の公務員が免職にされた。

(2) 辞任または免職された者の数は、20日公務員保険局など155、21日法務省100、23日關稅局74、24日關稅局、國稅局132、27日農業・天然資源・公共事業・道路各省と運輸委計1151人、28日12省・8公社・大統領府関係940人と報じられている。これらは19日発表の概数2000人の内訳らしく、その後の報道では、トップ官僚を除き、32省庁(含8公社)で計2091人となっている。

►特別軍事調査委、18人を反乱陰謀で告発——および大統領令33号違反。Edicio de la Torre ら、警察軍が昨年9～12月バギオ市と首都圏で逮捕した者。

►中銀、商銀に対する外資政策緩和——①その時点の為替レートで投資償還できる、②他の外国投資家へ株式を売却・譲渡できる、③統合を前提条件として商銀2行に投資できる。

20日 ►ASEAN 荷主会議連合運賃値上案に反対——極東海運同盟(FEFC)の明年1月1日からの14%引上げ案に対して。

►参謀総長、軍の改造を示唆——戒厳令以来国防省・軍は好ましからざる者900人以上の将兵を解任してきたが、軍でもページを行なうことになる。

22日 ►軍武器弾薬調達関係官の調査委設置——国防相の命令で Jose M. Crisol 次官ら国防省・軍高官5人から成る。

24日 ►SEATO、2年内の段階的解消決める——ニューヨークの国連で行なわれた理事会で。

25日 ►公共事業運輸通信長官代理にフイニオ任命——Alfredo Juinio 國家灌漑局長。

►国防相子息の射殺事件干与問題は NBI が捜査——20日夜マカチでのパーティで国防相付き護衛の1人が、トラブルの際「Juan Ponce Enrile, Jr. を守ろうとして」19歳の青年を射殺した事件。国防相は圧力や影響力なく事実究明ができるよう国家捜査局による捜査を提案、大統領がこれを承認した。

(注) 国防相は27日大統領に捜査機関が裁判所に結果を提出するまで賜暇・外遊を要請、29日許可、30日外遊(香港、日本)に出発、10月10日帰国。この間大統領が国防相代行。

26日 ►サンボアンガで日本船ハイジャック——木材積取りの貨物船末広丸、マラスガット湾で。乗組員日本人26人、比人5人。29日、犯人のJul Ambri (Jikiri 指揮官)、Salib Akarab (Tiago 指揮官)以下40人が軍當に投降。

►4官庁などの人事——①会計検査委員長代理 Francisco Tantoco (控訴裁判事)、②予算委員長代理 Jaime Laya NEDA 副長官、③國稅局長代理 Efren Plana (控訴裁判事)、④關稅局長 Alfredo Pio de Roda (財政次官兼務)。その他6委員会。

27日 ►NEDA、關稅不利益について対米交渉要求——先週、調査結果を外務省に提出。特にココナツ油とマホガニー材の場合を指摘、次の救済措置を提案。(1)2商品に限って二国間交渉。A. 特惠關稅の不平等な適用を正すため米国の一方的行動をやめる、B. 2輸出製品につき二国間協定。(2)米比経済関係につき二国間交渉。A. 74年米通商法による通商協定権限、B. 米国一般特恵およびGATT の多国間通商交渉。

28日 ►暫定国民議会を経ずに国民議会召集可能——Arturo Tolentino 元上院議員、TV で言明。

29日 ↪SEC長官にリムホコ任命——Angel Limjoco Jr. (BOI管理局長)。

行政事務能率化の5措置——①全省庁は少くとも年に1回職員の業績検査、②レッドテープの除去措置、③各事務所に行政事務担当者、④各段階で継続的な職員開発計画定式化、⑤表彰計画を作る閣僚委員会。

30日 ↪海外経済協力基金の借款1270万ドル調印——日本友好道路計画完成に使用、期間25(7)年、年利3.25%。

10月

1日 ↪第5回対比協議グループ会議——1976年に少くとも6億ドルの新規借款約束を勧告(～2日、パリ)。

2日 ↪非回教徒高地少数民族の50居住区、PANAMINに移管——少数民族問題大統領補佐官、Manuel Elizalde Jr. 従来は民族統合委員会(CNI、4月22日大統領令690号で廃止)の管轄。

♪比政府、ソニーとVTR使用了解覚書調印——大統領夫人と盛田昭夫社長の間で。ポータブル・カラー・カセットとVTRを漸進的に組立て・製造し、農村への情報普及に使用。

3日 ↪サバ籠詰と牛胸肉の輸入禁止——前者は日本、後者はオーストラリアから。中銀に輸入信用状発行停止を命令(通達322号)。関連して4日、CB、PNB、DBPなどに養鶏・豚業界への救済融資を命ず(同323号)。

9日、国内最終需要者、特に小家畜業者への供給確保のため、糖蜜の輸出制限、10日ふすま剥皮の処理・販売禁止。

4日 ↪ラ米・カリブ海砂糖輸出連合に正式加盟——9月30日～10月4日のリマ会議で加盟承認を受けた。

7日 ↪大統領府、公務員追放リスト訂正——120人が9月19日以前に辞任、解任、死亡のいずれかであった。9日には35人分訂正。

♪マニラ空港でPAL機ハイジャック未遂——ダバオ発マニラ行きBAC-1-11機。リビア行きを要求した犯人の空軍兵士は8時間後投降。

8日 ↪大統領、国民に燃料節約アピール。

9日 ↪工業相、衣類輸出に監視制度構想——(新経済秩序・UNCTADに関する会議で)最近のオーストラリア、インドネシアの国内産業保護の輸入規制に対して。

10日 ↪エンリレ国防相帰国、復職。

13日 ↪中国大使館第1陣到着——蕭特参事官・代理大使ほか13人、大使館開設準備のため。初代大使は柯華外務省アジア局長と発表。

(注) 柯華大使は12月11日着任。

14日 ↪大統領、南ダバオ州の土地質貸撤回命令——投訴した同州のビラアン族、ブキドノン州のヌラアンディ

ン族指導者を前にして、南ダバオ州4村の土地5000ヘクタールの牧場地質貸の認可・契約の破棄、およびブキドノン州の類似ケースの調査を命令。

15日 ↪米比総合貿易協定実施覚書調印——フィリピンの対米総合輸出を最近12カ月の最高から最低19%引上げ、10月1日から3年間有効。

16日 ↪自治相、地方選挙の可能性について——(ケソン市木曜クラブでの演説)政府は地方選挙実施について各界の意見をお詫び検討中である。大統領が選挙委員会に選挙法の検討・改定を命じたことが、年内に地方選挙の可能性という思惑を生んだが、これは根拠がない。

同日、Fernando Veloso 選挙委員会(COMELEC)委員は、COMELEC選挙法改正特別委で、「きわめて近い将来、地方自治体役員の選挙がたしかに行なわれよう。しかし何時行なわれるかの問題は大統領の決定次第である」と言明。

(注) 各紙が報道したこの両発言について18日付 *Daily Express* 紙は、「大統領が地方選挙を実施するかもしれない」という *Bulletin Today* や *Times Journal* の報道は引用まちがいだと指摘している。

♪大統領、全省庁に財政緊縮を呼びかけ——財政顧問との協議後。今年度の財政赤字は44億ペソと予測されるが、住宅、農業・漁業生産計画は切りつめるべきではない、と言明。

17日 ↪大統領、南ラナオから陸軍の引揚げを命令——同州における軍事行動の停止と警察官(回教徒・キリスト教徒混成が望ましい)と即時交替。9日の町長誤認射殺事件による同地域の緊張緩和のため。事件は同州Pualasの町長一行がマラウイ市近郊の検問所で自動車盗人と間違われ、兵士発砲により、町長夫妻、孫1人、警察署長と警官3人が殺されたもの。同州ラオ知事はPualas町および周辺からの軍の退去を求めていた。

21日 ↪大統領、土地改革法典3周年に当たり諸措置——①農地改革裁判所(CAR)の改造を命令、②小作農民の不法な追立て、排除、除去もしくは放逐に対する刑罰規定(大統領令815号)、③小作農民・定額借地農民の地代支払い義務と刑罰(同816号)。

22日 ↪米大使館、対比軍事援助について——「この問題はまだ決定に至っていない。国務省の対東南アジア援助要請には対比割当が含まれていらず、対比軍事援助は在比米軍基地の将来についての交渉次第である、との21日のAP報道は不正確である」。

♪燃料価格補助金を3カ月間延長——10月1日にさかのぼり(通達327号)。

23日 ↪軍裁範囲を再拡大——禁止および規制されている薬物の悪用、詐欺、窃盗、殺人の罪(一般命令54号)。もと軍裁の範囲であったものを、74年10月一旦普通裁判

所に移管、今回これらの犯罪の激増に対して復活。

24日 ▶大統領、追放者再審査委員会任命——9月19日追放された公務員の再考申請を検討し、不公正のないよう追放公務員の全ケースを再検討する。委員長は Catalino Macaraig 司法次官。

▶来週末、ソ連使節団来比説——複数の筋によると、この日 Filsov Shipping Co. から大統領府にとどけられた書簡によると、ソ連代表団は友好条約交渉ないし單に両国関係のガイドラインとなる共同声明を発するために来比する (*Daily Express* 紙)。

▶マルコス、国政選挙の可能性否定——同日付クリスチャン・サイエンス・モニター紙の会見記事で宣言: 「ある形態の地方選挙はよろこんで実験するが、国政選挙は当分しない。戒厳令解除は反徒の制御だけでなくインフレと不況の終息にもかかっている」

▶紙パルプ業界、紙製品の即時輸入禁止を要求——紙パルプ製造業協会加盟 5 社、工業省に対し。また日本、韓国のダンピングに対し関税構造の再検討要求。

26日 ▶日本から海外事業活動調査団——団長永田敬生 日立造船社長ら 17 人、ASEAN 諸国歴訪の一環 (~28 日)。通産・外務省派遣。

27日 ▶ASEAN 荷主会議連合統一行動決定——極東運賃同盟の運賃14%値上げ案に反対。

▶デベガ大統領補佐官、暗殺さる——Guillermo C. de Vega 補佐官(閣僚待遇)兼映画検閲委員長、大統領官邸内執務室で来客の Paulino Arceo (興業主) に射殺さる。

(注) 29日国家捜査局は、事件を「個人的誤解」によるものと発表。

▶大統領、首都圏バランガイの住民協議を承認——マニラ首都圏バランガイ連合会(17バランガイ連合から成る)の、地方自治体役員の質を含め地方問題についての協議要請に対して。

同連合会は25日、1833のバランガイ指導者の緊急会議で、ゴミ処理、洪水防止、犯罪、交通難、基本サービスの欠陥問題で運動開始を決定。27日から首都圏、住民にキャンペーンを始めるこになっていた。

(注) 30日、現行町・市評議会を拡大してバランガイ代表を加え、大統領夫人をマニラ首都圏管理委員長に起用するよう、大統領に要請。大統領は夫人を起用すべきでないが、他の方策がなければ仕方がないと回答。

▶大統領府内に控訴委員会設置——異議ある追放公務員は11月28日までに証拠を添えて申請できる。大統領府、司法省、公務員委の弁護士12人で構成。

▶外国海運カルテルに対する ASEAN 統一行動呼びかけ——キアソン商相(フィリピン荷主会議議長)、第5回 ASEAN 荷主会議連合(FASC)会議(マニラ、~

28日)で。28日 FEFC および北欧運賃同盟は FASC との交渉で14%引上げ実施を明年1月1日から2月16日に延期。また FASC は ASEAN 船主連合(ASA)の設立を支持。

(注) FEFC と北欧運賃同盟(PEC)は11月26日値上幅14%を13.5%に引下げ、実施日をさらに3月15日に延期すると通告。12月26日、FASC この案を拒否。

28日 ▶大統領、燃料節約措置——最近の OPEC 原油価格引上げにかんがみ、次の2措置。節約が行なわれない時はガソリンなど石油製品の配給制復活もあると国民に警告。①全政府官庁は石油、電力消費を少くとも5%削減すること(通達328号)、②情報省はエネルギー節約につき全国的教育宣伝活動を開始すること(同329号)。

(注) フィリピンの1~9月原油輸入は5090万バレル、5億9200万ドル。通年では7420万バレルと予測されるので、輸入額は8億4000万ドルから9億8000万ドルに増大することになる。

▶キューバと砂糖協定——大統領、キューバ政府機関 Cubazucar の長 Emiliano Lezcano と会談後発表。新製糖所建設、新品種採用、栽培技術など製糖技術と情報交換、販売政策の調整などについて。

29日 ▶政府支出削減の4緊急措置——予想される44億ペソの赤字に対処するため全省庁に覚書。①予算5%留保、②未計画および、計画中でも建物関係予算の支出停止、③外国援助プロジェクト以外は社会資本支出の自動支出停止、④建物建設の停止。

30日 ▶大統領、投降 MNLF 員253人に恩赦——うち10人は指揮官。

(注) この日以降の主な MNLF 投降事件: 11月6日南北ラナオで120人(4月17日以来累計1万2512人と報道)、12日スルで約1000人、14日240人、19日タヴィタウイで161人、28日5州280人、12月11日302人、23日スル、パンシラン、タヴィタウイの283人。

▶労相、外国人の労組活動介入に警告——フィリピン国民にだけ留保されている政治権利の侵害であり、政府は措置をとる。

▶大統領、輸入全品目の検討を命令——削減すべき輸入品目を決めるため。

11月

2日 ▶サンボアンガで外人誘拐未遂2件——婦人4人。

▶2宗教団体、離婚条項問題で反対表明——政府の援助で婚姻法改正案検討中の情報に対して。

▶外資40%まで鉱業投資可能に——証券取引委員会の新規則。新規鉱業会社はA(授権資本の60%、フィリピン人だけ)、B(30%、外国投資家が所有できる)、C(議決権なし10%、外国人投資家だけ)3種の株式を発行で

きる。

3日 ▶スト、ロックアウト全面禁止——任意・強制調停による産業平和促進のため。また外国人、外国人団体のあらゆる形態の労組活動への直接間接の介入禁止（大統領令823号）。

（注）数日前の La Tondeña 社のストで、イタリア人神父、尼僧が介入したという。

5日 ▶大統領、大型車使用抑制措置を指令——高級役人・軍人の使用抑制、民間への協力アピール、租税措置。

6日 ▶マニラ首都圏統合——4市13町を単一の行政府に統合、マニラ首都圏行政委員会の初代委員長、すなわち知事に大統領夫人を任命。翌日大統領直轄のマニラ首都圏行政委員会設置を規定した大統領令824号を発出。

（注）4市：マニラ、ケソン、パサイ、カロオカン、13町：バレンスエラ、ラスピニャス、マカチ、マラボン、マンダルヨン、モンテンルバ、ナボタス、バラニャーケ、パテロス、サンファンデルモンテ、タギグ、パシグ、マリキナ。

7日 ▶11分類の輸入関税引上げ——石膏類、過酸化水素類、インク類、紙・板紙類。国内産業保護と税収増大的ため。11月29日実施。

▶バシラン州で日本人漁船員6人誘拐——同州 Kasalungan 島沖で操業中の日比合弁 Sugabo Fishing Co. 所属のスル4号の乗組員。

11日 ▶キャピタル・ゲイン税復活を延期——証券市場回復を計るため、1976年1~4月間実施を停止。大統領、第1回アジア証券業フォーラム（マニラ）で発表。

12日 ▶ルーマニアへ政府貿易代表団——団長、キアソン商相以下9省の代表で構成。13~16日、ブカレストで第1回合同貿易経済委員会。

▶大統領夫人、首都圏スクオッターの帰郷促進——20万家族を郷里に帰す「バリク・プロビンシア」計画。第1期として水路に住む5000家族を翌年1月末までに。

13日 ▶軍のバージはもはや不必要——国防相、記者会見で言明：戒厳令以来軍は規律を厳格に守り、望ましくない者1000人以上を排除した。大統領はこれを承知しており、軍内のいわゆるバージは行なわなかった。

（ミンダナオ紛争について）かつての激しい戦闘は散發的交戦に変り、反徒はスル、バシラン、サンボアンガ、コタバトの一部で力も弱く頻度も少い規模となった。

▶米とうもろこし、緩衝在庫あり——農相、大統領に報告。特に南部、西部ミンダナオとビコール地方。今年の米収穫予想1億4210万カバン（昨年比1500万カバン増）。

14日 ▶中国と石油協定——フィリピン側大統領夫人と訪比（5日～）中の中国石油代表団長、中国化学進出口

公司趙茂春総經理との間で調印。特恵価格で原油を継続供給する。

（注）中国はすでに今年原油約60万トンを供給と報道。

▶大統領、輸出入管理を否定——第22回全国製造業・生産者大会（12~14日）で演説。国内産業保護のための輸出入管理は外国の報復を招くだけであり、採用させない。ただし安い外国製品のダンピングは許さない。

▶大統領、回教徒に「完全自治権」を約束——（TV 演説）。領土保全と主権の原則の枠内で、回教徒が支配する地域で回教徒が自らの指導者を選び、今後の発展を決定することを認める。また南西派遣軍司令官に、最近帰順した回教徒ゲリラに武器を返し、特赦を与えるよう指示した。回教徒が回教徒支配地域の正常な発展を保障するための自衛軍を組織することに協力する用意がある（AP）。

▶ミンダナオ国立大で手投弾爆発——学生の文化行事中。死者4人、負傷者41人。

▶米国務省、対比軍事援助3760万ドル要請。

（注）10月30日フォード大統領の議会要請額は、贈与2000万ドル、プラスそれより少額のクレジット。

15日 ▶州・市・町評議会を改編——住民協議会 Sangguniang Bayan（以下SBと略称）と改称、市民参加のため増員（大統領令826号）。

16日 ▶大統領夫人渡米——（～12月3日）。国際人口会議（18~22日、ワシントン）出席、および「首都圏再生計画のための資金調達と調査」のため。留守中 Ramon Bagatsing マニラ市長が知事を代行。その間22~23日 フランコ・スペイン総統国葬とカルロス王戴冠式出席。

17日 ▶地方自治体役員に再び警察力召集権限——（通達337号）。「暫定国民議会がない間、わが国の民主的体制の基盤を強化する問題解決方式としての大統領の措置の一環」という。

18日 ▶来学年度から大学でもバイリンガル方式——教育文化省ガイドライン。84年末までに大学卒業生に英語および（もしくは）フィリピン語で試験。

19日 ▶最高裁に裁判所管理部を設置——全裁判所に行政的監督を行なう（大統領令828号）。

20日 ▶PNOC に石炭資源開発を指令——通達339号。

24日 ▶米政府、4主要輸出品をGSPに含めず——フォード大統領は1976年1月1日発効する米国一般特惠で免税となる商品を指定する行政命令11888号に署名したが、この中にフィリピン政府の要請した砂糖、ベニア、銅鉱石、加工アバカは含まれない。また他の27輸出品もGSPから除外（外務省の報告）。

27日 ▶北京のフィリピン大使館正式開館——同日 Rafael Gonzales 代理大使（前香港総領事）信任状提出。

▶大統領、官房長官制を廃止——代りに5人の大統領補佐官制導入(大統領令831号)。また予算委員会を大統領直轄に。全政府機構の合理化・再編の一環。

これに伴い次の4人が辞表を提出、受理された。官房長官 Alejandro Melchor Jr.(閣僚)、官房次官 Roberto V. Reyes、官房次官補 Ronaldo B. Zamora(法律担当)および Ramon B. Cardenas(計画・事業担当)。また5人の補佐官は、法律問題、経済開発問題、金融通貨問題、予算財政問題、総務を分担し、大統領に直接責任を負う。

(注) 28日当面の官房の管理者として Jacobo C. Clave, Juan C. Tuveraの両大統領補佐官を任命。さらに12月2日、大統領行政補佐官クラーベが元官房長官が通常行なっていた権限・機能を、ツベラ大統領補佐官が元官房次官および官房次官補が通常行なつた権限・機能を、Cesar A. Dumla大統領財政顧問が官房次官が行なってきた予算・財政問題に関する権限・機能を果たす、三者とも公文書に署名する権限をもつ、と指令(通達341号)。

▶係争中の滞納事件の終結を命令——国税局もしくは裁判所で係争中の、過小申告者、支払不能者、証拠不十分な者などは国税局長が権限を行使し妥結する(通達308号)。

▶スクオッター4838家族の移転命令——首都圏28の川、水路、湿地帯岸に居住している者を2ヵ月間に。17日から不法建築物の破壊撤去作業が行なわれている。

28日 ▶ミンダナオに巨大タンカー係留センター建設——大統領、海運業庁(MARINA)に命令。世界中の遊休タンカーに利用させ、手数料を取る。

(注) 12月4日 MARINAは停泊地域はダバオ湾3ヵ所に用意され使用可能と発表。10万トン以上の大型タンカー90隻収容可能。実際は12月末操業開始予定。

29日 ▶北ベトナムへ初の直接輸出——商務省、葉タバコ300トン(11万ドル)来月船積みを認可と発表。

30日 ▶小地主、バランガイ土地評価委の構成に不満——農地改革運動地主組合、大統領に書簡。委員10人中農民6、地主2(その他農地改革省現場員、バランガイ指導者)という。

▶NEDAの'76、'77年度計画——74~77年度4ヵ年開発計画の中間総括を行ない、後半兩年度の産業、金融政策などを策定。うち産業面の戦略:首都圏以外の労働集約的投資の促進、現在輸出されている原料を使用した製造業の開発、近代的技術型産業への統合、現行工業能力の高度利用、優先分野への外資誘致、ASEAN産業補充計画にもとづく域内貿易自由化、環境保護措置、国内民間部門の投資環境改善、海外発展のモニター。鉱工業の付加価値増大予測、76年7.85%、77年9.97%。

12月

1日 ▶大統領、小作人追立て禁止法の厳正実施命令

——またココナツ・砂糖農園主が農地改革省と大統領府の許可なく労働者を解雇することを禁ずる法律に近く署名。ルイス・タルクらフクバラハップ復員者組合指導者を前に演説。

6日 ▶誘拐5日本船員釈放——犯人の回教徒10人は、恩赦、大統領が会って苦情を聴取する、バシラン州出身地区の開発プロジェクト全面支持、を条件に身代金500万ペソ要求を撤回して投降。

▶フォード米大統領、来比——同日午後と7日午前、マルコス大統領と会談。7日共同声明(参考資料)を発表して帰国。マルコスは7日、「政府は経済・軍事協定を交渉する二つの代表団を編成する。前者は経済問題の一括交渉、後者はロムロ外相を団長とする閣僚級代表団で、多分来年3月ワシントンに赴き基地協定を交渉する」と言明。

9日 ▶アジア開銀、対比借款2件5250万ドル——フィリピン開銀に中小企業・鉱業向けのクレジット・ライン2500万ドル、ラグナ湖開発プロジェクトに2750万ドルと技術援助10万ドル。

(注) さらに19日、ミンダナオ、ルソン、ビサヤの飲料水給水設備にローン1680万ドル供与と報道。

10日 ▶市町住民協議会代表選出——首都圏をのぞく。全国1387町と53市では各バランガイが市・町住民協議会(SB)代表を選出。72州3準州では知事が14日 SB代表を選出すべき4民間階層グループ(資本、農業労働、工業労働、専門職)編成のため調整員を派遣。州SBは23日市町代表を選出(23日大統領が任命したのは7州23市だけであった。最終期限は12月30日)。

(注) 大統領令826号によるSBの構成は、市町SBは、①市町評議員、②助役、③バランガイ連合会長、④同青年連合会長および⑤バランガイ・キャプテン、⑥4階層代表、州SBは、①州評議員、②副知事、③州バランガイ連合会長、④同青年連合会長、⑤各町代表(町SBから選出)。その数はともに①+②=③+④+⑤(+⑥)。

11日 ▶サンボアンガ市でシアシ州副知事暗殺。

12日 ▶11官庁廃止、34官庁を移管——大統領令830号による大統領府改編の一環。

▶サリバン大使、ミンダナオ分離運動非難——「フォード・マルコス両大統領は、分離の努力は米国の利益に反し、この地域の平和と安定に反することで意見一致した」。

(注) 12月23日ミスアリMNLF中央委議長は、米国は米軍基地でフィリピン軍に水陸作戦の訓練をほどこし、ベトナムから引揚げた武器を与えて回教徒反乱の弾圧を助けていると非難、サリバン発言にも言及した(AP)。

▶エネルギー節約運動スタート——約70の産業、商業、市民、専門職、報道、消費者団体が参加。大統領は、私有自動車登録料引上げや公衆用でない航空機・船舶へエネルギー税課税を発表。

►カリンガ特別開発地域設定——少数民族問題特別補佐官を通して大統領が直接監督。

13日 ►キアボ教会でマニラ副大司教強盗に殺さる。

14日 ►フィリピン労働組合會議結成大会——24の労組連合体・全國組合を結集した、労組運動の統一再編の中核、30万人。4月30日結成のフィリピン労組調整センター(PLCC)はこのTUCP結成までの暫定組織。委員長はRoberto S. Oca。

15日 ►コリヤンテス外務次官訪韓(～18日)。

16日 ►夜間外出禁止令一時停止——国防相が定める治安状態が悪い地域を除き1月1日まで。20日発表の危険地域: PC第1軍管区バタアン、プラカン、イサベラ、カリンガ・アパヤオ、ヌエバ・エシハ、パンパンガ、キリノ、タルラクの若干町、オーロラ、プワラン準州の全町、第2管区—アルバイ、南カマリネス、ケソン、ソルソゴンの若干町、第3管区—ボホール、東・西ネグロス、東・北サマールの若干町、第4管区—ギンゴオグ市、東ミサミス、ブキドノン、北・東・南ダバオ、西ミサミス、南・北ラナオ、マギンダナオ、北・南コタバト、スルタン・クダラート、南西司令部の全市と南・北サンボアンガ、タヴィタウィ、スルの諸州と市。

►スト、ロックアウト一部解禁——条件付き、また次の重要な業種を除く。公益事業、燃料の製造・加工・流通、必要物資・輸出品の生産・加工、金融、病院・学校。同時に労働法の改正、公務員の5～25%賃上げ命令、民間労働者に月給1000ペソ以下の場合、給料の13ヵ月分の支払と年間5日の奨励休暇を強制、労働省内に農林労働者部の設置を行なった。

►2軍事裁判所増設——計22に。

18日 ►世銀、DBPにクレジットライン7500万ドル——中・大規模産業の外貨資金。15年、8.5%。

19日 ►青年スポーツ開発省次官2名任命——Gualberto DuavitとElpidio Dorotheo。長官は大統領。

►中銀、輸出業者の外貨20%留保を解除。

20日 ►マニラ湾の船上カジノ経営を公認——The Philippine Tourist号を公営の会社に貸出し1月1日から開業。利用者は観光客と高所得フィリピン人だけ。

22日 ►大統領、議会制移行を焦らず——軍創立40周年に当り、「議会制度に向かって歩調を早めようと決心しているが、焦るよりは注意深く慎重に運ぶことをめざしている」と言明。この日、軍将兵基本給増額を署名。

►燃料価格補助金3月末日まで延長。

23日 ►今年度予算支出削減——当初の217億ペソから188億ペソへ。

24日 ►全地方自治体公選職の任期3ヵ月延長——明年3月31日まで。膨大な業績調査報告の評価になお時間を要するという。

►大統領、首都圏の拘置者545人の仮釈放命令——首都圏外の数百人の釈放手続きも命令。PCによるとこの他不定数の者が過去数週間に釈放された。

25日 ►NEDAの編成換え——新たに国防相・外相を加え、投資委員長の代りに工業相(大統領令859号)。

27日 ►国家電力公社に4000万ドルのクレジットライン——オーストリアのOesterreichische Kontroll Bank、アグス1号水力発電設備の外貨資金。

30日 ►首都圏バランガイ、SB推薦者決定——1832のバランガイから、推薦者、同候補各1。明年1月初め大統領にリストを提出、ここから大統領が17バランガイ連合毎のSB代表を任命。

►原木輸出全面禁止の実施を停止——一定の免許者に伐採許容量の25%まで(大統領令865号)。

参考資料

- | | |
|-----------------------|-----------------------|
| 1. 国民投票質問紙 | 4. 比・北ベトナム共同声明（全文） |
| 2. 大統領令 742 号による新地方区分 | 5. マルコス＝フォード共同声明（全文） |
| 3. 比中国交関係文書 | 6. 比・ルーマニア共同宣言（全文） |
| A. 比中共同声明（全文） | 7. マルコス＝ククリット共同声明（全文） |
| B. 比中貿易協定（全文） | 8. 中央銀行の主な金融措置（要旨） |

1. 国民投票質問紙

Philippine Daily Express, 1975. 1. 8
および1.18

(1) 大統領令 637 号 (75.1.7) が採択した設問

A. マニラ首都圏向け設問

地方自治体役員について

マニラ首都圏（4市13町）の自治体を大統領任命による統一的管理委員会型のものに再編成せよとの諸提案があります。これらの提案によれば関係の市・町はその政治組織ならびに政治的特性と境界を保持するものとし、現在の公選役員は、大統領がそれ以前に解任しない限りその任期が終了する1975年12月31日まで地位にとどまることができるが、支出、課税および人事に関する権限は行使しないものとなっています。あなたはこの提案を支持しますか。

戒厳令について

1. フィリピン大統領は、最高司令官としての固有の権限によって、また1973年1月17日国民が正式に批准し採択した憲法によって、法律的効力をもつ諸布告、命令、法令、指令を発してきました。あなたは大統領がこの権限を行使した仕方を承認しますか。

2. あなたは大統領がひきつづき同権限を行使して欲しいですか。

3. 戒厳令を解除すべきだという諸提案があります。あなたは戒厳令が継続してほしいですか。

立法機関について

1. 1973年1月の国民投票において、国民はしばらく選挙は行わず、大統領は暫定議会を召集すべきでないと決定しました。

今あなたは大統領に即時暫定国民議会を召集してほしいですか。

B. マニラ首都圏以外の全地域向け設問

地方自治体役員について

1. あなたの地方自治体の公選役員の任期は1975年12月31日に切れます。あなたは次期役員を大統領が任命してほしいですか、それとも憲法にしたがって選挙したいですか。（戒厳令、立法機関についての設問はマニラ首都圏向けと同文）。

(2) 大統領令 637-A 号 (1975.1.17) により修正された設問

A. マニラ首都圏向け設問

地方自治体および役員について

1. あなたはマニラ首都圏の市・町における現行の市町長一評議会型式の自治体が継続してほしいですか。

2. 市町長一評議会型式の継続を望まない場合、あなたは、大統領がその権限を行使してその決定する諸条件のもとに、首都圏（4市13町）の地方自治体を管理者または委員会型態のような統一組織に再編成してほしいですか。

戒厳令について

1. あなたはマルコス大統領が、法律的効力をもった諸布告、命令、法令、指令を発する権限を含め、戒厳令および憲法による権限を行使してきた、その仕方を承認しますか。

2. あなたは大統領が同じ権限をひきつづき行使してほしいですか。

B. マニラ首都圏以外の地域向け設問

地方自治体役員について

あなたの地方自治体の公選役員の公職任期が切れるのにともない、あなたは次期役員をどのように選出したいですか。大統領が任命してほしいですか、選挙法に従って選挙したいですか。

戒厳令について（首都圏向けと同文）

2. 大統領令 742 号 (1975.8.21) による新地方区分

Philippine Daily Express, 1975.8.23

地 方	州	市
第1地方 (中心地—ラウニオン州サンフェルナンド)	1. Ilocos Norte; 2. Ilocos Sur; 3. Abra; 4. La-Union; 5. Benguet; 6. Mountain Province; 7. Pangasinan	1. Baguio City; 2. Laoag City; 3. Dagupan; 4. San Carlos
第2地方 (中心地—カガヤン州ツゲガラオ)	1. Batanes; 2. Cagayan; 3. Isabela; 4. Nueva Vizcaya; 5. Quirino; 6. Ifugao; 7. Kalinga-Apayao	—
第3地方 (中心地—パンパンガ州サンフェルナンド)	1. Tarlac; 2. Nueva Ecija; 3. Pampanga; 4. Zambales; 5. Bulacan; 6. Bataan	1. Angeles; 2. Cabanatuan; 3. Olongapo; 4. Palayan; 5. San Jose
第4地方 (中心地—マニラ市)	1. Rizal; 2. Cavite; 3. Laguna; 4. Batangas; 5. Quezon; 6. Aurora (准州); 7. Marinduque; 8. Oriental Mindoro; 9. Romblon; 10. Palawan; 11. Occidental Mindoro	1. Batangas; 2. Caloocan; 3. Cavite; 4. Lipa; 5. Lucena; 6. Manila; 7. Pasay; 8. Quezon; 9. San Pablo; 10. Tagaytay; 11. Trece Martires; 12. Puerto Princesa
第5地方 (中心地—レガスピ)	1. Camarines Norte; 2. Camarines Sur; 3. Albay; 4. Catanduanes; 5. Masbate; 6. Sorsogon	1. Iriga; 2. Legazpi; 3. Naga
第6地方 (中心地—イロイロ市)	1. Negros Occidental; 2. Iloilo; 3. Guimaras (准州); 4. Antique; 5. Aklan; 6. Capiz	1. Bacolod; 2. Bago; 3. Cadiz; 4. Iloilo; 5. La Carlota; 6. Roxas; 7. San Carlos; 8. Silay
第7地方 (中心地—セブ市)	1. Negros Oriental; 2. Siquijor; 3. Cebu; 4. Bohol	1. Bais; 2. Canlaon; 3. Cebu; 4. Danao; 5. Lapu-Lapu; 6. Mandaue 7. Toledo; 8. Dumaguete; 9. Tagbilaran
第8地方 (中心地—タクロバン市)	1. Northern Samar; 2. Eastern Samar; 3. Western Samar; 4. Leyte; 5. Southern Leyte; 6. Biliran (准州)	1. Calbayog; 2. Ormoc; 3. Tacloban
第9地方	9-A 小地方 (中心地—ホロ)	1. Basilan; 2. Sulu; 3. Tawi-Tawi
	9-B 小地方	1. Zamboanga del Norte; 2. Zamboanga del Sur
第10地方 (中心地—カガヤン・デ・オロ市)	1. Agusan del Norte; 2. Agusan del Sur; 3. Bukidnon; 4. Camiguin; 5. Misamis Occidental; 6. Misamis Oriental; 7. Surigao del Norte	1. Cagayan de Oro; 2. Gingoog; 3. Oroquieta; 4. Ozamis; 5. Tangub; 6. Surigao; 7. Butuan
第11地方 (中心地—ダバオ市)	1. Surigao del Sur; 2. Davao del Norte; 3. Davao Oriental; 4. Davao del Sur; 5. South Cotabato	1. Davao; 2. General Santos
第12地方 (中心地—コタバト市)	1. Lanao del Norte; 2. Lanao del Sur; 3. Maguindanao; 4. North Cotabato; 5. Sultan Kudarat	1. Cotabato; 2. Iligan; 3. Marawi.

3. 比中国交関係文書

A. 比中共同声明（全文）

新華社—日本経済新聞 1975.6.10

1. 中華人民共和国政府とフィリピン共和国政府は、中比両国人民の伝統的友誼を促進するため、この声明調印の日から相互に承認するとともに、大使級の外交関係を樹立することを決定した。

2. 両国政府は、一国の経済、政治、社会制度はその国の人民によってのみ選択されるべきで、外國の干渉をうけるべきではないと考える。両国政府は、中華人民共和国とフィリピン共和国の経済、政治、社会制度の違いは両国と両国人民が主権と領土保全の相互尊重、相互不可侵、相互内政不干涉、互恵平等の原則にもとづいて平和共存し、平和友好関係を樹立し発展させるさまたげになつてはならないとみなしした。

両国政府は上述の原則をふまえ、平和的手段によって一切の紛争を解決し、武力を使用せずまた武力威かくを行わないことに合意した。

両国政府は、すべての外國の侵略と転覆ならびにいかなる国による他国支配、他国内政への干渉の企図も非難されねばならないと一致して認めた。両国政府はいかなる国あるいは国家集団が世界のいかなる地域においても覇権、勢力圏を樹立しようとして反対する。両国政府は上記の目的のため、相互協力することに合意した。

3. フィリピン政府は中華人民共和国政府を中國の唯一の合法的政府と認め、一つの中國しかなく台灣は中國領の不可分の一部であるとする中国政府の立場を十分に理解し、尊重するとともに、この声明調印の日から1カ月以内に台灣からすべての公式代表機関を撤収する。

中華人民共和国政府はフィリピン共和国政府を承認し、フィリピン共和国の独立と主権を尊重することに合意する。

両国政府は相手国の領土保全を尊重することに合意する。

4. 中華人民共和国政府とフィリピン共和国政府は、すでに相手国の国籍を取得した自國公民はすべて自動的に原国籍を失うものとすることを確認した。

5. 両国政府は積極的な措置を講じ相互の貿易、経済関係を発展させることに合意した。両国政府はそれぞれの必要と互恵平等の原則を前提に貿易協定の交渉を行い締結することに合意した。

6. 両国政府は文化交流が両国人民の相互理解と友誼を発展させる上で果たす重要性に注目した。

7. 中華人民共和国政府とフィリピン共和国政府は、実際の可能性にもとづき、できるだけ早く相互に大使を

派遣するとともに、国際慣例にもとづき互恵をふまえ、それぞれの首都に相手国大使館を建て、その職責を果たせるための一切の必要な協力をすることに合意した。

署名：中華人民共和国国务院總理 周恩来

フィリピン共和国大統領

フェルディナンド・E・マルコス

北京 1975年6月9日

B. 比中貿易協定（全文）

Philippine Daily Express, 1975.6.14

フィリピン共和国政府と中華人民共和国政府（以下締約国とする）は、平等と互恵の基礎の上に両国の経済・貿易関係を発展・強化させることを願い、次の通り合意に達した。

第1条 締約国は、この協定およびそれぞれの国で行なわれている法律・規則の枠内で、両国間の経済・貿易関係の発展を促進する。

第2条 締約国は、両国間の貿易取引に適用される関税その他租税・課徴金に関し、完全な相互主義にもとづき、相互に最惠国待遇を与える。

前項の規定は以下には適用されない。

a) いずれかの締約国が隣接国との辺境貿易を促進するために、隣接国に与えているか与えるかもしれない特恵および優遇、

b) 締約国の他方が加盟しているか加盟するかもしれない、何らかの関税同盟ないし自由貿易地域ないし地域経済グループから生ずる特恵および優遇。

第3条 両国間の貨物／商品の輸入と輸出は、輸入、輸出および外國為替に関しそれぞれの国で実施されている法律・規則に従って、また両国の貿易団体もしくは輸出入商の間で締結された商業契約にもとづいて、行なわれる。

本協定に添付された付表「A」および「B」に掲げた貨物の輸入および輸出は奨励するものとする。該付表は相互の同意で改正もしくは修正することができる。

上記規定は該付表に掲げられていない貨物に関する商業契約をあらかじめ排除するものではない。

第4条 締約国は、貿易、エネルギーおよび開発におけるそれぞれの必要と可能性にもとづいて、両国の貿易団体および企業の間で、輸入および輸出に関する長期の契約を締結することを奨励し促進する。

第5条 両国間のあらゆる通常の貿易支払いは、それぞれの国で実施されている外國為替規則に従い、自由に交換可能な通貨でなされる。

ただしこのことは、貿易促進のため両国が合意するその他の支払い取り決めを、あらかじめ排除するものでは

ない。

第6条 締約国は、いずれかの国で開催される交易会に相互に参加すること、および、権限ある当局者間で合意される条件で他方の領土内におけるいずれかの国の展覧会を準備すること、を奨励する。

交易会および展覧会に予定された商品および見本に対する関税その他類似の課徴金の免除、ならびに、その入国、出国、販売および処分は、交易会もしくは展覧会が開催される国の法律に従う。

第7条 いずれかの締約国の商業貨物運搬船は、その乗組員および積荷を含め、他方の締約国の港への入国、滞在、出国に関し、また、該他方の締約国で実施されている法律、規則および細則に従って課される税金その他課徴金に関し、最惠国待遇が与えられる。

各締約国は、沿岸貿易および島嶼間海運に従事する権利を自國船に留保する。

第8条 この協定の規定は、いずれかの締約国が、その国民経済を保護し開発するために必要と認める措置を採択しない時は実施する権利を制限するものではない。

第9条 締約国は、両国の貿易団体ないし輸出入業者間の商業取引に関するいかなる紛争も、関係者が友好的な協議を通じて解決するよう奨励する。これができない場合、関係者はそのケースを調停条項に付すものとし、相互の合意によってそのケースを調停に付すものとする。調停は両国の恒久的調停機関、ないし暫定的に設置された調停裁判所に付託される。

第10条 締約国の代表は、いずれかの締約国の要請により、協力と相互理解の精神で、両国間の経済・貿易関係をより広汎にするための諸措置と、この協定実施に関する諸問題の解決について討議する。

かかる討議の場所および日時は相互の同意により決定する。

第11条 この協定の諸条項は、失効後も、すでに締結されたがこの協定終了以前に完全に実施されなかった、あらゆる商業契約にひきつづき適用される。

第12条 この協定はその調印の日に発効し1年間有効とする。それ以降は、いずれかの締約国から満期期日の少くとも6ヶ月以前に書面による終結の通告がなされない限り、ひきつづく1カ年間自動的に有効でありつづけるものとする。

1975年6月9日、北京において、おのおのフィリピン語、中国語および英語で本書2通を作成し、3通の本文はいずれも同等に正文とする。

付表「A」

フィリピン共和国から中華人民共和国に対するありうべき輸出品:

原木・製材、合板、ココナツ油、コプラ・ココナツ製品、粗糖、アバカ、タバコ、軽工業製品、繊維品、薬用植物、胡麻、パルプ、新聞用紙、包装紙・板紙、銅・銅精鉱、鉄鉱石、ニッケル・クロームその他鉱石、鋼索、その他。

付表「B」

中華人民共和国からフィリピン共和国へのありうべき輸出品:

石油・石油製品、石炭、化学薬品・化学製品、医療器械・薬品、機械・発動機・小プラント、器具・モーター、農機具・農具、電気通信設備・装置、米その他穀物、食料品・罐詰、茶・土産品・特産物、動物性副産物、織物・ニットウェア、絹・毛製品、一般雑貨、文房具・スポーツ用品、建築材料、その他。

4. フィリピン共和国とベトナム民主共和国が外交関係を樹立するに際しての共同声明（全文）¹⁾

Philippine Daily Express, 1975.8.11

(VNA—AP 1975.8.10)

ベトナム民主共和国とフィリピン共和国の間に友好と協力の関係を発展させる目的をもって、両国政府は、1975年8月7日から、次の三つの原則にもとづいて大使級の外交関係を樹立することを決定した。

1) 各国民の基本的な民族的権利と自決権を尊重し、相互に侵略せず他国の内政に干渉しないこと。また直接にも間接にも独立、主権、統一、および領土保全を侵害するいかなる行動にも参加しないこと。

2) 他方の国および域内の他の諸国に対する直接的もしくは間接的な侵略、および干渉の基地として、自国の領土をいかなる他の外国にも使用させないこと。フィリピン側は、自國領土を米国側が、ベトナム人民とその他インドシナ人民に対して使用することを許さない。

3) 平等と互恵の基礎の上に両国間に友好と善隣の関係を樹立し、経済的文化的交流を行なうこと。

フィリピン政府は、戦争中、元南ベトナム政権の文官・武官によって国外に持ち出された、あらゆる航空機、船舶その他の財産は、南ベトナム臨時革命政府に属することを再確認する。フィリピン政府は、いかなるかかる財産も現在フィリピンに存在しないと宣言する。もしあれば、それらは直ちに南ベトナム臨時革命政府に引き渡される。

フィリピン政府は、フィリピン市民と結婚した者、その子供および扶養者を除き、ベトナムから誘拐されるか強制的に連行されたベトナム国籍者はフィリピン共和国内に1人もいないことを確認する。

ハノイにて、1975年8月7日²⁾

ベトナム側：外務次官 グエン・コ・タク（署名）
 フィリピン側：特命全権大使
 アウグスチン・マンヒラ（署名）

注 1) 日誌 8月 7日付（注）参照。
 2) 日付、署名者は *Nhan Dan* 紙で補った。

5. マルコス＝フォード共同声明（全文）

Philippine Daily Express, 1975. 12. 8

フェルディナンド・E・マルコス大統領夫妻の招待によるジェラルド・R・フォード大統領夫妻の訪問を通じて、両大統領は両国間の友情の絆をよみがえらせ、太平洋地域の変りつつある環境に照らして両国の同盟関係の地位を再検討する機会を得たことを歓迎した。

両大統領は、あらゆる国家の主権の同等、領土保全および政治的独立が、両国が厳密に尊重する基本的原理であることを確認した。

両大統領は、各國の尊嚴を相互に尊重すること、それが両国間の友好ならびに同盟を特徴づけていることを確認した。

両大統領は、両国関係を深め、現下の条件と必要性に適合させるために望ましいという点で一致した諸方策について討議した。

経済・貿易関係の分野では、両大統領は、両国間の経済協力を深める方策として、通商・投資および関連事項の新規の協定の交渉を終結させることを時宜を得ていることに合意した。この協定は、ラウレル＝ラングレー協定の終了を考慮に入れ、フィリピン経済発展上の要件を正当に考慮して、経済・貿易関係を処理する条件を近代化したものとなろう。フィリピン政府は、マホガニーやココナツ油のような重要なフィリピン産品に対する米国の関税取扱いに関し緊急な要求を強調した。

安全保障上の協力の分野では、両大統領は、米国・フィリピン間の同盟がいずれかの国に対するものではなく、両国民の独立を維持し、福祉を増進することを意図し、同時にあらゆる国の平和と進歩に寄与するものであると宣言した。両大統領は、1951年8月30日の条約が両国の防衛力を高め、太平洋地域の安全を強化し、世界和平の維持に寄与していると考えた。両大統領は、フィリピンにおいて米国が使用する軍事基地は、これら共通の諸目的を助長するための西太平洋における米国の有効な存在を維持する上で、依然として重要であることに合意した。

両大統領は、米国在比軍事基地使用問題の交渉は、フィリピンの主権を明確に承認してなされねばならないことに合意した。両大統領は、その目的のためにすでに設置された両国代表団を通じて、その交渉を終結するに

必要な措置を、早期に再検討すべきであると合意した。

マルコス大統領は、フィリピンが軍事的自立に達するため自分が努力していること、また最後の手段として以外には、フィリピンの防衛のため国土に外国地上部隊を入れさせないという政策、について説明した。フォード大統領は、これらの現実的諸政策に支持を表明し、この目的のために米国は、可能な財源の範囲でフィリピンにひきつづき援助を与える意図であると表明した。

両大統領は、相互に関心のあるあらゆる事項につき緊密な協同をつづけるという約束を再確認した。両大統領は、フィリピンと米国の絆が依然として強力、かつ相互の利益であると結論した。

フォード大統領は自分たち夫妻に対するすばらしい歓待に感謝した。マルコス大統領は、相互に好都合な時期に米国に答礼訪問をするようにとのフォード大統領の招待を受け入れた。

マニラ, 1975年12月 7日

6. フィリピン大統領とルーマニア社会主義共和国大統領のおごそかな共同宣言（全文）

Philippine Daily Express, 1975. 4. 13

フィリピン共和国大統領フェルディナンド・E・マルコスとルーマニア社会主義共和国大統領ニコラエ・チャウシェスクは、

建設的で包括的な意見交換の場となった温い友情と誠実の雰囲気のもとに会合し、

フィリピン＝ルーマニア関係の急速な発展と共に開心事である主要な国際的諸問題を、相互理解、尊敬および協力の精神で考察し、

あらゆる国家がその相互関係において普遍的に受入れる国際法の原則を厳格に守ることの重要性を理解し、

友好と協力の絆を強化し、両国がアジア、ヨーロッパおよび全世界の平和と安全の大義に対し援助を強め、あらゆる国家の協力の発展に対して寄与することを希求し、

平和のうちに、あらゆる国家間の善隣と友好の精神のうちに生き、その経済社会進歩を増進しようとする人民の意志を表明した国連憲章の目的と原則を重視していることをあらたに確認し、

国の大中小を問わず、地理的位置、発展段階、あるいは政治・経済・社会制度のいかんにかかわりなく、国際的な平和と安全を達成する上で、また諸国家・国民の間の友好と相互理解と協力の関係を増進する上で、あらゆる国家に委ねられた責任を十分認識し、

開発途上国と先進国間の格差に架橋するような開発途上国よりも急速な進歩を保証し、政治上経済上の新しい

国際秩序を打ち建てるために、国家レベルでも国際レベルでも努力を強める必要があるという事実を認識し、

国連が宣言した開発戦略を重視することを再確認し、

世界平和は分かちがたく、国際法は普遍的であるとの両国の固い信念を想起し、

次のおごそかな宣言に同意する。

(I)

両大統領は、フィリピン共和国とルーマニア社会主義共和国との間の関係、ならびに両国と他の諸国との関係は、国際法の原則と国連憲章の目的と原則、そして特に以下の相関連する諸原則にもとづいているとおごそかに確認する：

——各国家の、存在、国家的独立、主権および法的平等の権利、

——各国家が、その政治的・社会的・経済的・文化的制度を、他からの干渉なく、自由に選択し発展させる、奪うことのできない権利、

——国の大小、発展段階、政治・経済・社会制度にかかわりなく、あらゆる国家の完全な同権、

——各国家が、天然の富その他あらゆる資源に対し完全な主権を行使する、奪うことのできない権利、

——各国家が、共通の利害と相互利益にもとづいて他の諸国家と経済協力関係に入る権利、

——あらゆる国家が、いかなる形態もしくは口実でも、いかなる他の国内的もしくは対外的問題にも、干渉してはならないという義務、

——國家が国際関係において、いかなる他の国家の領土の保全もしくは政治的独立に対しても力の脅威もしくは力の行使をしないこと、および軍事的、政治的、経済的もしくは他の性質のいかなる強制もしないことの義務、

——各国が国連憲章第51条に従って、正当な個別的もしくは集団的な自衛を行なう固有の権利、

——あらゆる国家が、その相違を平和的手段によってのみ解決し、他の諸国との善隣関係を増進し、国際問題を解決する最も適切な手段として直接交渉を促進する権利、

——各国家が、同等の立場で共通の関心事である国際問題の考慮と解決に参加する権利、ならびに諸国家が、その政治・社会制度にかかわりなく、国際的な平和と安全を維持するために国家間で協力する権利と義務。

——あらゆる国家が、国連憲章に従い、普遍的に承認された国際法の原則とルールに従い、またそれらの原則とルールにもとづいて妥当である国際的諸とりきめに従って、なされた約束を誠意をもって実行する義務。

以上にかけた基本的原則は相互に関連しており、またその各々は他の原則の文脈において解釈されるべきで

ある。両大統領はあらゆる国家に対し、その相互間の関係においてこれら諸原則の厳格な遵守を要請する。

(II)

両大統領は両国の共通の決意を以下のようにおごそかに表明する：

——相互に有利な基礎に立って種々の分野における二国間経済協力を発展させ、その貿易関係を拡大し、それらを行なう方法と手段を改善する、

——産業的・科学的・技術的協力を拡大を促進する諸措置をとる、

——フィリピンとルーマニア国民の精神的および物質的価値について相互によりよく知る条件を作り出すことにより、両国民の間の友好関係を拡大、深化させる、

——国際諸機関の内外で、フィリピン＝ルーマニア二国間の政治的・外交的協力を強化し拡大する、そして、

——世界の経済関係における開発途上国の現状を改善するための国際社会の努力において、協議し適当な時はいつも、相互の立場を支持し合う。

(III)

両大統領は、両国が断固かつ一貫して以下のように行動する意志と決意をおごそかに表明する：

——よりよく、より公正な世界を実現するために、ヨーロッパ、アジアそして全世界において、平和、安全、理解を有効に打ち立てるべく他のあらゆる諸国と友好のうちに協力する、

——国際的な平和と安全の強化のために、全般的軍縮、まず第一に非核武装の具体的かつ有効な諸措置の実現に向かって、他の諸国と相たずさえて貢献する、

——国際経済情勢の複合的問題の公正な解決に導く国際交渉に積極的に参加する、

——開発途上国と先進国との間の格差に架橋するためには、あらゆる国家が平等な基礎に立って、現代の科学技術の利益ならびに原料・エネルギー源に接近できるような諸措置の採択を働きかける、そして、

——国際平和の維持・強化、国家関係における国際法の規範の増進、およびあらゆる国との間の国際協力の発展、の上で国連の役割を強化するために活動する。

(IV)

両大統領は、この両発展途上国とそれぞれの国民を代表して、他のあらゆる国々に以下のように呼びかける：

——国際関係において力の行使を完全に排除し、国際問題解決においてただ平和的手段にのみ訴えるよう、あらゆる努力を払おう、

——他の諸国の独立、主権、領土保全に向けられた、いかなる、またあらゆる形態の強制もやめよう、

——他の諸国の内政問題に干渉しないという原則を嚴

格に守ろう、

——国際法の普遍的に受け入れられた諸原則を厳格に守ることをもとに、平和と正義の新時代を促進しよう、そして、

——あらゆる国々の完全に平等な権利にもとづき、新しい政治的・経済的国際秩序の樹立を促そう。

(V)

このおごそかな宣言の諸条項を実施する目的で、両大統領は、様々なレベルで、通常の外交チャネル、相互の訪問、両国代表の定期会議を通じ、たえず討議を行なう意図を公言する。

フィリピンのマニラにおいて、1975年4月12日、フィリピン語、ルーマニア語および英語で各2通の本文が作成され、いずれも同等の有効性と効力をもつものとする。

フィリピン大統領

フェルディナンド・E・マルコス

ルーマニア社会主義共和国大統領

ニコラエ・チャウシェスク

7. マルコス=ククリット共同声明（全文）

Philippine Daily Express, 1975. 7. 25

フェルディナンド・E・マルコス大統領の招待を受け、タイ国首相モーム・ラーチャウォン・ククリット・プラモートは1975年7月21~24日フィリピンを公式訪問した。首相に随行したのは、チャーチャーイ・チュンハワン外務大臣ほかタイ政府高官である。

マルコス大統領および、カルロス・P・ロムロ外務長官を筆頭とする閣僚は、首相一行をマニラ国際空港で出迎えた。首相は到着後マラカニヤン宮殿に赴き、そこで大統領は首相にシカツナ勲章、ラジャー位を授与した。

首相はその後マルコス大統領とともにパギオにおもむき、同地のフィリピン士官学校で首相に敬意を表し軍事パレードが挙行された。

7月22日、首相とマルコス大統領は大統領ヨット「アン・パングロ」船上で会し共通の利害ある広汎な問題について意見を交換した。両指導者は、1949年両国間で友好条約が結ばれ外交関係が樹立された時以来、タイ=比関係発展の跡を再検討した。両者はタイとフィリピンの間に利益共同体が発展するのに留意し、二国間並びに多国間、とりわけ ASEAN を通して協力を発展させることにより、さらにそれを強化すべきだという点で一致した。

国際情勢に関する意見交換において、両指導者は全般的傾向が国際的和解に向かっていることで一致し、イデ

オロギーにかかわりない両国の努力を満足をもって再検討した。両者は、諸国家の内政問題への不干渉、各國の領土保全、主権、独立を各民族が厳密に尊重するとの原則を忠実に守ることの重要性を強調した。同時に両者は、域内の諸国家が、社会・経済・政治上の制度の相違にかかわりなく実りある協力を拡大する必要を認識した。この関連で両指導者は、最近の中華人民共和国訪問および中国とタイ、フィリピンそれぞれとの外交関係樹立について意見を交換した。

両指導者は ASEAN が、東南アジア諸国が経済、社会、文化の問題で建設的協力を実行する堅固な基礎となつたことを認めた。両指導者は次のような意見を共有する。その国家、地域の諸問題の脈絡で、また ASEAN 諸国間の相互依存と相互協力の精神において、ASEAN 諸国の大統領・農業政策に関する計画を地域的に調整する方向での積極的諸措置、ならびに、地域経済統合（その第一の方策としての自由貿易地域の設立を含め）に向かっての諸措置をとることが今や時宜を得ている。

両指導者は、ASEAN 諸国の外務大臣および上級官の間でますます緊密な協議が行なわれていることに留意し、そのような協議を継続し拡大し、適当な時期にトップレベルの ASEAN 指導者間でも行なうべきであるという点で一致した。両指導者は、ASEAN 首脳会議ができるだけ早急に開催するに有利な環境が存在するという意見を共有した。

両指導者は、ASEAN 加盟国間の团结が東南アジアの平和、和解、安定を増進するに決定的な要因であることを確認した。この目的のために、両者はより広範な規模で協力を強化することが望ましい目的であることに同意し、この方向での ASEAN のイニシアチブに支持を表明した。この関連で、東南アジアの平和・自由・中立地帯実現に向かっての最初の重要なステップとして、友好協力条約が、東南アジアの平和増進に多大の寄与をするであろうと合意した。両者は同条約が ASEAN 加盟国政府の指導者によって迅速に承認されるようにとの希望を表明した。

両指導者は、インドシナ戦争終結を歓迎し、その情勢発展が東南アジア域内の恒久的な平和、進歩、安定の展望を拓げ、インドシナ人民が遠からず、東南アジア諸国の安定した共同体を築く広汎な努力に積極的な寄与をすることができるようとの希望を表明した。また両者は、あらゆる国家が、その相互の関係を律する際、平和共存と互恵の協力、不干渉、主権と領土保全の尊重、平等、および正義の諸原則を厳格に遵守することを基礎に

して、両国がインドシナ各国と友好的で協調的関係に入り、かつ、それぞれの国民の利益ならびに地域のより大きな利益をめざす国家発展の共通の任務の上でこれらの国々と協力する用意があり、よろこんでそうすると繰返した。

首相およびマルコス大統領は、域内の外国軍事基地は暫定的性格のものであるとの意見を再確認した。両者は、将来の両国の大國との関係はひきつづき実り多く利害の相互性にもとづくであろうとの確信を表明した。この見解に従い、両者は、東南アジアの平和、進歩・安定という共通の目標を達成するために、より積極的な仕方で域内の発展に寄与するように大団に要請した。

SEATOに再検討を加え、それがその目的をりっぱに果してきたことに留意しつつ、両指導者は、同機構が域内の新しい現実に合致するために解消さるべきであると、原則的に一致した。

公式訪問中、タイとフィリピンとの間の二国間関係を拡大する決意を実行に移す最初の措置として、文化協定が締結された。

モーム・ラーチャウォン・ククリット・プラモートは、フィリピン訪問中、自分たち一行に対してなされたフェルディナンド・E・マルコス大統領夫妻の厚遇に深い感謝を表明した。またフィリピン国民の暖かく誠実な受け入れにも感謝した。

8. 中央銀行の主な金融措置（要旨）

►回状435号（74.10/18）——回状415号第2・3節修正。非商業銀行・農村銀行は貸付元本または未払残高の年3%までの、いずれか低い額の手数料の徴収を認められる。DBP、土地銀行等の特殊銀行は次の率を超えない同年上1%のいずれか低い額の徴収を認められる。50万ペソ以下2%，30万超～100万以下1.75%，100万超～200万以下1.50%，200万超～300万以下1.25%，300万超～500万以下1.00%，500万超0.75%。

►回状439号（11/4）——準銀行業務に従事する非銀行金融仲介機関の最小資本金規則。A. 資本／資産最低比率。統合資本金勘定（正味財産）は別途規定の資産の8%を下回らないこと。最終期日75.4.1。

►通達状（11/15）——個人または家族（3親等内）の商銀・農村銀行以外の新設銀行の株式所有規制規則。1. 個人または家族は35%を超える議決権株を所有してはならない。2. 銀行設立後は持株20%を超える個人または家族は持株を増加し、および一度引下げた場合以後20%を超えて増加してはならない。

►回状440号（11/18）——回状408号の順守期限を75.2.28とする。

►回状442号（12/12）——中央銀行の商業銀行および非商銀に対する貸付け、貸出し並びに再割引規則。1. 限度額。a. 申請日直前の四半期末現在払込資本の、商銀の場合50%，非商銀の場合100%まで。b. 外銀支店の再割限度は申請日現在の「割当資本」の25%。2. 貸付金価値。a. R.A. 265号第87条による担保証券は回状223号（66.6.25）に従い以下の貸付金価値とする。マサガナ99—100%，金—100%，NGAの米・とうもろこし輸入—80%，覚書64号（73.5.16）による輸出金融—80%。b. R.A. 265号第88条による貸付・貸出は抵当に差入れられる返済、分割払込金または償還額の総額94%を超えないこと。3. 金利。a. 米（マサガナ99以外）、とうもろこし、家禽、養豚、漁業、飼料およびソルガムの生産融資—a. 中銀再割率5%，商銀貸付金利12%。b. 輸出金融。回状233号（66.6.25）および覚書64号（73.6.16）による。同5%，9%。c. NEDA, BOI/DOI指定小規模産業5%，12%。d. 上記外の回状223号（66.6.25）による経済活動関連証券に基づく借入れ。再割率—グループA—6%，B—7%，C—8%。商銀貸付金利一行政限度なし。e. 銀行の流動性不足救済緊急貸付—12%。4. 満期。a. 中銀の対商銀貸付の満期は貸付実行日から180日を、生産貸付のそれは360日を超えないこと。b. 財務省証券引当貸出しへは再割日から60日を、他の適格政府証券引当のそれは同180日を超えないこと。

►回状443号（12/12）非商銀はR.A. 265号規定の貸付、貸出、再割引を申請してよい。

►回状444号（12/17）——対糖業貸付適格証券の貸付価値80%再割引を認めた回状226号（66.7.25）の効力を1979年末まで延長する。

►回状446号（1/24）——回状220号第1節、第5節修正（66.4.22）。1. すべての銀行の政府預金引受け権限を廃止する。銀行は中央銀行の事前承認なしに、PNB, DBP, 土地銀行を除く政府および同機関から資金を借入れてはならない。5. PNB, DBPは本回状の適用を免除される。

►回状448号（75.2/3）回状408号の順守期限を75.6.30まで延長する。

►回状449号（2/3）金融機関株主による金融機関の支配過剰集中規制規則。

►通達状（2/3）——銀行に関連事業への株式投資を認めたガイドラインに関する通達（74.1.4）第4項（b）修正。単一企業への銀行の株式投資は、回状449号規定の場合を除き、当該企業の発行済株式の40%（旧35%）を、および投資側銀行の純資産の15%を超えてはならない。

►回状455号（3/17）——金融機関による株主に対する直接・間接の信用供与は当該機関の取締役の過半数の書

面承認を要する。

▶通達状（3/24）——銀行、投資会社および準銀行活動を行うその他の非銀行金融機関は保有CBCI]その他の政府証券に関し、中央銀行との買戻し協定を認められる。

▶回状468号（6/9）——全銀行の国内通貨建預金債務に対する法定準備構成の修正と規則。第1条、法定準備の保有形態。A. 法定準備のうち中銀預託の最低割合。商銀25%，農村銀行10%，非商銀・非株式会社貯蓄貸付組合10%。B. 上記金融機関は法定準備の残額を保有現金および（または）政府証券または比国政府債務証書で保有してよい。第2条。通貨委承認の証券のみ準備として適格とする。通常CBCIも準備に使用できるが、準備に占める最大割合は以下の通り。商銀10%，農村銀行、非商銀、非株式貯蓄貸付組合20%。

▶回状469号（6/9）——すべての銀行および非株式貯蓄貸付組合の国内通貨建預金の法定準備は以下の通りとする。1. 商銀。要求払い、定期、貯蓄預金20%。2. 農村銀行。a) 要求預金14%，b) 定期、貯蓄預金8%。3. 非商銀、非株式会社貯蓄貸付組合。定期、貯蓄預金8%。4. 全銀行、非株式貯蓄貸付組合。満期残2年以上の定期預金は上記準備要件を免除される。6.30発効。

▶回状473号（6/30）——PD 717号実施ガイドライン。A. 略。B. 本回状は政府および民間の全金融機関に適用される。C. 1. 各機関は貸付資金の少なくも25%の

うちa. 10%以上は農地改革信用に、b. 残額は一般農業信用に貸付けできるようにすること。2. 借入適格者のいない場合、実際に貸付けされない農地改革信用向け資金は一時PD717号に従い、政府証券に投資してよい。D. 1. 農地改革信用の金利は年12%。手数料は2%または150ペソのいずれか低い方を超えないこと。2. 一般農業信用の金利・手数料は現行規則に従う。

▶回状474号（6/30）——農地改革信用関連の約手、その他適格信用証券は以下の優遇レート・貸付価値で再割引できる。1. 貸付価値。管理信用計画による適格信用証券の場合、未払部分の100%，その他適格証券の場合同80%を超えないこと。2. 再割引率。a) 管理信用計画による適格証券1%，b) その他適格証券5%。

▶覚書（9/1）——「商業銀行の増資および合併または共同ガイドライン」補遺Ⅰ、Ⅱ修正。

▶回状483号（ / ）——銀行の議決権株式の個人または家族集団所有に関する政策。1. a) 個人、b) 家族集団またはc) 上記a)、b)いずれかが議決権株の過半数以上を所有する法人または子会社の所有する銀行株は、議決権株式の20%を超えないこと。2. PD 717号発効日に20%以上所有する上記株主は現行所有率を維持できるが、増加できず、一度引下げた場合は20%を再度超えてはならない。3. 現行所有割合を変更しない家族集団内の株式の移転・譲渡は認められる。

主要統計

- 第1表 労働力統計
 第2表 産業別国内純生産
 第3表 非農業労働者賃金率指数
 第4表 全国消費者物価指数
 第5表 主要生産指標
 第6表 製造業生産量指数
 第7表 対外債務残高
 第8表 通貨増減要因

- 第9表 中央政府現金勘定
 第10表 新規登録企業国籍別投資
 第11表 新規登録企業国籍・産業別投資
 第12表 10大輸出品
 第13表 最終用途別輸入構成
 第14表 相手国別輸出入額と比率
 第15表 外国為替収支

第1-1表 産業別雇用指数 (1965=100)

	1971	1972	1973	1974	1975 ⁽¹⁾
全業種	120.3	123.1	132.2	138.5	135.5
農業	117.0	122.3	147.6	149.5	136.0
鉱業	117.3	125.1	138.6	139.8	126.3
製造業	135.9	131.4	135.5	142.7	145.4
建設業	92.2	79.3	56.8	59.6	68.5
電気・ガス・水道	119.1	119.4	120.5	130.2	149.1
商業	110.4	112.5	111.3	122.6	118.2
運輸・通信	109.8	130.5	149.0	148.9	141.1
サービス	125.5	131.8	143.2	151.4	161.0

(注) 1) 1~9月。

(出所) Central Bank, *Philippine Financial Statistics* 各号および *CB Review*, 11 Nov., 1975.

第1-2表 労働力指数 (1972=100)

	1973	1974	1975 ⁽¹⁾
10歳以上人口	105.1	106.8	107.4
労働力人口	103.2	105.7	104.2
(a) 就業人口	104.8	108.2	107.2
農業	105.4	133.7	109.4
非農業	104.3	105.7	107.6
(b) 完全失業	79.6	67.4	59.8
非労働力人口	106.9	108.1	110.5

(注) 1) 2月現在。

(出所) NEDA, *Economic Indicators*, Nov., 1975.

第2表 産業別国内純生産 (1967年価格)

(単位 100万ペソ)

	価額 (100万ペソ)			対前年増加率(%)		構成比 (%)		
	1973年	1974年	1975年 ⁽¹⁾	1974年	1975年	1973年	1974年	1975年
農林漁業	9,306	9,626	9,915	3.4	3.0	30.1	29.8	29.1
鉱業	730	725	796	-0.7	9.8	2.4	2.2	2.3
製造業	6,527	6,755	6,958	3.5	3.0	21.1	20.9	20.4
建設業	925	1,097	1,439	18.6	31.2	3.0	3.4	4.2
運輸・通信・倉庫	1,298	1,384	1,464	6.6	5.8	4.2	4.3	4.3
商業	4,972	5,197	5,504	4.5	5.9	16.1	16.1	16.1
サービス業	7,145	7,537	8,012	5.5	6.3	23.1	23.3	23.5
国内純生産	30,903	32,321	34,088	4.6	5.5	100.0	100.0	100.0
海外からの純要素所得	-200	47	143	23.5	204.3			
国民所得	30,703	32,368	34,231	5.4	5.8	79.9	79.0	78.9
間接税マイナス補助金	3,367	4,046	4,256	20.2	5.2	8.8	9.9	9.8
資本減耗引当	4,345	4,539	4,902	4.5	8.0	11.3	11.1	11.3
国民総生産	38,415	40,953	43,389	6.6	5.9	100.0	100.0	100.0

(注) 1) 1975年12月22日現在推計。

(出所) NEDA.

第3表 非農業労働者賃金率指数（マニラ・同郊外）

(1965=100)

	名目賃金		実質賃金			名目賃金		実質賃金	
	熟練	未熟練	熟練	未熟練		熟練	未熟練	熟練	未熟練
1964年	97.2	93.4	99.7	95.8	1970年	132.8	145.2	99.3	108.5
1965年	100.0	100.0	100.0	100.0	1971年	139.7	155.0	91.3	101.3
1966年	105.0	107.3	99.6	101.8	1972年	146.6	164.3	86.8	97.4
1967年	109.9	112.3	98.1	100.3	1973年	154.4	168.7	82.8	90.4
1968年	118.7	125.0	103.6	109.1	1974年	168.6	182.1	67.2	72.5
1969年	125.0	130.9	106.9	112.0	1975年	174.6	196.0	64.5	72.5

(注) 1975年は1~9月平均。

(出所) Central Bank, *Statistical Bulletin*, Dec., 1974.
CB Review, 11 Nov., 1975.

第4表 全国消費者物価指数

(1965=100)

	全品目	食品	衣類	家賃	光熱水道	その他		全品目	食品	衣類	家賃	光熱水道	その他
1963	89.1	84.7	91.4	97.5	93.2	95.4	1975.	1	294.6	329.3	366.1	148.7	340.7 236.5
1964	96.9	95.0	95.2	98.5	97.4	97.7		2	291.4	323.5	365.4	148.3	338.2 237.8
1965	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0		3	289.4	319.3	367.5	148.6	337.8 238.3
1966	104.8	106.1	105.8	102.1	103.0	102.6		4	288.5	317.3	369.8	148.9	336.8 239.5
1967	110.6	113.7	111.9	104.5	103.6	106.2		5	289.2	317.5	370.7	148.9	339.3 241.0
1968	113.0	115.5	115.8	108.4	103.1	109.9		6	288.4	315.7	374.3	149.1	342.4 241.0
1969	114.5	116.8	118.7	109.7	104.3	111.7		7	290.5	316.0	375.1	150.4	347.9 246.9
1970	131.5	134.0	140.9	116.0	127.7	129.3		8	292.8	319.2	375.7	150.6	350.1 248.4
1971	160.2	173.2	165.6	121.7	152.8	143.1		9	294.7	321.5	382.0	150.3	349.0 249.7
1972	173.4	189.1	189.0	126.9	156.5	150.9		10	293.8	319.8	382.5	150.5	349.5 250.4
1973	194.5	213.7	227.6	133.5	173.2	164.2		11	294.2	319.3	387.4	150.3	347.2 251.3
1974	271.9	305.5	328.2	146.2	312.8	214.2		12	297.8	323.4	387.5	150.3	347.5 252.0

(出所) Central Bank, *Statistical Bulletin*, Dec., 1974. 1975年は *Philippine Financial Statistics*, Sep., 1975.

第5表 主要生産指標

				1972年	1973年	1974年	1975年 ^a
農 ¹⁾	食糧	米 (1000トン) とうもろこし (")		5,110.1 2,012.6	4,414.6 1,831.1	5,594.1 2,288.7	5,660.0 2,568.4
業	輸出作物	コ プ ラ (") 分蜜糖 (") 未加工アバカ (") 原木 (100万ボードフット)		1,703.0 1,815.2 110.1 3,577.3	1,698.4 2,244.9 119.2 3,811.9	1,702.7 2,444.8 125.9 2,959.2	1,820.0 2,393.3 128.4 2,587.7
鉱業		金銀 (純金, キログラム) (純銀, キログラム) 鉄鉱石 (1000トン) クロム鉱石 (") 銅 (")		17,201 52,379 2,204.9 349.6 213.7	16,225 53,627 2,254.6 580.3 221.2	16,682 53,067 1,608.1 529.5 225.5	10,850 ^a 36,131 ^a 1,052.9 ^a 408.5 ^a 146.6 ^b
製造業		全製造業 ²⁾ 発電量 ³⁾ 消費量 うち工業		153.6 7,931 —	170.5 8,718 —	171.8 8,731 8,255 3,843	168.0 ^a 6,996 ^a 6,487 ^a 2,974 ^a

(注) 1) 作物年度。2) 生産量指数 1965=100。3) マニラ電力会社および国家電力公社。

e 暫定数字。a 1~9月。b 1~8月。

(出所) Central Bank, *Annual Report*, 1974 および *Statistical Bulletin*, Dec., 1974, 1975年は *CB Review*, 11 Nov., 1975.

第6表 製造業生産量指数 (1965=100)

業種	1970	1971	1972	1973	1974	1974.1~9	1975.1~9
全業種	127.0	140.5	153.6	170.5	171.8	170.1	168.0
食 品	106.7	121.1	137.4	160.8	185.4	178.4	161.2
飲 料	178.2	181.1	227.8	221.2	214.2	217.0	211.8
タバコ	181.5	203.0	212.5	183.4	172.8	168.9	181.4
織 物	111.5	139.4	131.2	134.0	120.2	127.3	146.2
はき物・衣料品	137.8	156.1	158.4	199.4	190.4	184.6	551.0
木・コルク製品	148.8	115.0	152.6	92.3	71.9	80.6	70.6
家 具・建 具	133.0	122.6	242.9	207.2	222.8	217.6	143.5
紙・同 製 品	179.7	154.8	161.1	112.9	128.4	134.7	79.2
印 刷・出 版	191.6	254.1	568.0	740.0	551.8	513.5	702.7
皮革・毛皮製品	104.4	65.6	77.2	75.8	59.1	58.8	43.7
ゴム製品	86.6	99.5	108.6	132.8	108.7	112.5	83.2
化 学 品・同 製 品	105.8	139.2	164.8	144.2	126.0	119.3	138.1
石 油・石 炭 製 品	165.0	146.4	166.0	172.1	142.4	146.3	173.3
非 金 属 鉱 物 製 品	110.8	119.9	96.3	127.9	128.8	134.9	130.2
卑 金 属 業	475.7	325.2	195.0	485.7	491.0	534.4	411.5
金 属 製 品	150.2	119.1	136.8	149.1	172.4	179.4	149.5
非 電 気 機 器	169.0	155.9	116.0	126.2	183.9	149.0	180.4
電 気 機 器	98.7	98.0	77.0	82.7	74.8	68.0	82.2
輸 送 機 器	193.7	200.5	203.9	188.3	172.3	160.2	270.2
そ の 他	350.2	355.5	264.1	307.6	239.0	252.7	223.6

(出所) Central Bank, *Statistical Bulletin*, Dec., 1974. 1974~75年1~9月は *CB Review*, 11 Nov., 1975.

第7表 対外債務残高

		1971	1972	1973	1974	1975 ¹⁾
総計		2,333	2,457	2,580	3,225	3,930
公的部門		1,072	1,183	1,225	1,460	1,881
機間別	通貨当局	478	520	521	679	900
	中央政府	399	409	466	521	641
	地方政府	194	254	238	260	340
満期別	短期	456	240	315	519	703
	中期	384	370	441	364	369
	長期	232	573	469	577	809
民間部門		1,261	1,274	1,355	1,765	2,049
短	期	247	291	314	552	712
中	期	310	215	174	138	165
長	期	704	768	867	1,075	1,172

(注) 1) 8月末現在。

(出所) Central Bank, *Philippine Financial Statistics*, 各号。

第8表 通貨増減要因

(単位 100万ペソ)

	1970年	1971年	1972年	1973年	1974年	1975年 ¹⁾
A. 公的部門						
1. 対中央政府信用	2,876.3	2,962.7	3,466.1	4,924.9	4,810.7	4,862.2
控除：現金・預金残高	955.8	983.5	1,656.8	3,797.0	5,858.8	5,277.3
IMF勘定			55.4	- 95.1	-109.1	-112.7
合計	1,920.2	1,979.2	1,753.9	1,223.0	-940.0	-302.4
2. 対地方政府・政府機関信用	2,761.8	2,659.2	1,819.2	1,352.3	1,974.2	2,898.8
控除：貯蓄・定期預金	280.7	388.7	380.6	393.4	576.3	617.3
中央銀行その他勘定純計	789.5	144.1	-314.6	865.4	2,265.1	2,181.8
合計	1,691.3	2,126.4	1,753.2	93.5	-867.2	99.8
公的部門計	3,611.5	4,105.6	3,507.1	1,316.5	-1,807.2	-202.6
B. 民間部門						
対民間信用	8,470.4	9,715.6	12,601.4	16,422.1	24,135.9	27,082.9
控除：貯蓄・定期・保証金預金	5,199.5	5,932.1	6,065.6	8,291.8	8,969.3	9,616.9
民間商銀その他勘定純計	1,169.7	1,794.1	2,838.7	5,260.8	10,280.0	10,979.6
民間部門計	2,101.2	1,989.4	3,697.1	2,869.5	4,886.6	6,486.4
C. 公・民間部門計	5,712.7	6,095.0	7,204.2	4,186.0	3,079.4	6,283.8
D. 対外部門						
外貨準備・外為差金	1,373.5	1,613.2	2,869.5	6,774.4	10,043.5	9,849.7
控除：海外補償借り入れ	2,038.3	1,579.3	1,453.0	985.4	1,922.9	3,025.2
IMFクレジット			703.1	752.7	509.8	1,431.8
外貨預金	—	280.4	1,121.0	968.7	1,086.8	1,262.3
外貨建 CBDI その他	—	23.8	—	101.1	595.6	1,019.5
対外部門計	-665.3	-527.6	-407.6	3,966.5	5,928.4	3,110.9
E. 通貨供給高	5,047.4	5,567.4	6,796.6	8,152.5	9,007.8	9,394.7

(注) 1) 1974年9月末現在、他は各年末。

(出所) Central Bank, Annual Report 各年。1975年は CB Review, 11 Nov., 1975.

第9表 中央政府現金勘定(暦年)

(単位 100万ペソ)

	1970年	1971年	1972年	1973年	1974年	1975年 ¹⁾
期首現金残高	457.1	843.0	881.0	1,242.4	3,712.0	6,842.7
A. 経常勘定純計	142.6	- 90.6	- 930.0	2,120.8	2,568.3	47.7
受取	4,849.8	5,869.4	5,990.2	11,094.5	17,722.3	16,535.8
支払	-4,706.7	-5,960.0	-6,920.2	- 8,973.7	-15,154.0	-16,488.1
経常	-4,499.6	-5,738.6	-6,655.4	- 8,678.7	-14,647.9	-15,981.9
利子支払	- 207.1	- 221.4	- 264.8	- 295.0	- 506.1	- 506.2
B. 金融勘定純計	243.3	128.7	1,291.4	348.8	562.4	1,179.2
1. 債務償還	-1,688.8	-2,582.3	-2,358.0	- 4,835.0	- 6,104.3	3,746.5
うち中銀当座貸越	- 324.9	- 351.0	- 325.0	- 400.0	—	—
減債基金支払	- 74.0	- 87.0	- 81.0	- 77.0	- 126.2	- 193.2
2. 借入れ	1,932.1	2,711.0	3,649.3	5,183.3	6,666.7	4,925.7
うち中銀当座貸越	325.0	326.0	425.0	—	—	—
C. 現金勘定純計	385.9	38.1	361.4	2,469.6	3,130.7	- 1,226.9
期末現金残高	843.0	881.1	1,242.4	3,712.0	6,842.7	8,069.6

(注) 1) 9月末現在。

(出所) Central Bank, Annual Report 各年。1975年は CB Review, 11 Nov., 1975.

第10表 新規登録企業国籍別投資(払込資本)

(単位 1000ペソ)

	合計	フィリピン人		中國人		アメリカ人		その他	
			%		%		%		%
1950~54年	808,598	550,197	68.0	231,214	28.6	10,080	1.3	17,105	2.1
1955~59年	703,459	548,281	77.9	133,884	19.0	14,480	2.1	6,814	1.0
1960~64年	1,417,872	1,223,706	86.3	164,839	11.6	21,151	1.5	8,173	0.6
1965年	327,267	268,835	82.2	36,641	11.2	17,776	5.4	4,015	1.2
1966年	387,976	354,292	91.3	27,994	7.2	4,066	1.1	1,615	0.3
1967年	419,180	381,802	91.1	28,962	6.9	2,599	0.6	5,817	1.4
1968年	470,815	426,691	90.6	29,811	6.3	6,121	1.3	8,192	1.8
1969年	410,024	391,272	95.4	13,115	3.2	4,539	1.1	1,098	0.3
1970年	437,967	425,018	97.1	9,576	2.2	1,928	0.4	1,445	0.3
1971年	670,179	645,108	96.3	8,230	1.2	814	0.1	16,027	2.4
1972年	604,273	577,887	95.6	12,079	2.0	2,764	0.5	11,543	1.9
1973年	983,559	946,645	96.2	23,602	2.4	6,814	0.7	6,498	0.7
1974年	1,673,653	1,526,163	91.2	39,405	2.4	30,283	1.8	77,802	4.6
1975年 ¹⁾	1,144,927	1,104,064	96.4	21,591	1.9	3,824	0.3	15,448	1.4

(注) 1) 1~8月。

(出所) Central Bank, *Statistical Bulletin*, Dec., 1974. 1975年は *CB Review*, 11 Nov., 1975.

第11表 新規登録企業国籍・産業別投資、1974年(払込資本)

(単位 1000ペソ)

	合計	フィリピン人		中國人		アメリカ人		その他		
		%	%		%		%		%	
合計	1,673,653	100.0	1,526,163	100.0	39,405	100.0	30,283	100.0	77,802	100.0
農業	42,658	2.5	42,215	2.8	170	0.4	60	0.2	213	0.3
林・漁業、畜産	127,910	7.6	126,272	8.3	957	2.4	142	0.5	539	0.7
金属鉱業	15,864	0.9	14,338	0.9	396	1.0	1,105	3.6	25	0.0
非金属鉱業	9,891	0.6	9,230	0.6	42	0.1	71	0.2	538	0.7
製造業	309,321	18.5	231,759	15.2	13,703	34.8	3,840	12.7	60,019	77.1
建設業	75,428	4.5	72,680	4.8	663	1.7	608	2.0	1,477	1.9
電気・ガス・水道	5,360	0.3	5,360	0.4	—	—	—	—	—	—
卸・小売業	429,854	25.7	415,346	27.2	11,675	29.6	1,252	4.1	1,581	2.0
金融機関	188,209	11.2	152,566	10.0	6,995	17.8	20,368	67.3	8,280	10.6
保険	2,078	0.1	2,017	0.1	56	0.1	—	—	5	0.0
不動産	126,164	7.5	121,803	8.0	2,141	5.4	1,301	4.3	919	1.2
運輸・通信	85,916	5.1	83,145	5.4	541	1.4	724	2.4	1,506	1.9
各種サービス	255,000	15.2	249,422	16.3	2,066	5.2	812	2.7	2,700	3.5

(出所) Central Bank, *Statistical Bulletin*, Dec., 1974.

第12表 10大輸出入品

(単位 100万ドル)

	輸出					輸入			
	1972年	1973年	1974年	1975年		1972年	1973年	1974年	1975年
丸太・木材	174.3	339.0	246.4	166.9	非電気機械	239.9	296.0	424.0	654.9
砂糖	208.6	274.7	737.4	580.7	石油、潤滑油	148.8	187.6	653.4	769.9
銅精鉱	190.9	275.2	393.2	212.1	輸送機器	123.7	102.3	265.3	301.6
コブラー	110.5	165.8	139.8	172.3	卑金属	112.5	150.4	295.7	212.8
ココナツ油	84.3	151.1	380.7	225.8	電気機器	54.0	70.8	105.3	156.9
乾燥ココナツ	17.6	32.4	60.3	33.3	穀類、同製品	84.3	111.8	154.9	175.4
パイナップル罐詰	19.6	19.7	30.6	34.7	燥葉、化学製品	54.5	80.1	113.8	109.3
未加工アバカ	13.0	19.6	37.5	33.9 ¹⁾	繊維原料	45.8	60.3	88.7	77.6
金	26.9	103.5	74.3	53.3	化学生料	48.2	75.4	216.1	153.6
バナナ	24.3	27.8	45.5	73.1	酪農品 ¹⁾	45.6	45.2	74.5	93.9
10品目計	870.0	1,408.8	2,145.7	1,586.1	10品目計	957.0	1,180.0	2,391.7	2,705.9
輸出総額	1,105.5	1,886.3	2,725.0		輸入総額	1,229.6	1,596.6	3,143.3	3,459.2

(注) 75年は非食用糖みつ。

(出所) Central Bank, Annual Report 各年。1974~75年は CB Review, 11 Nov., 1975.

第13表 最終用途別輸入構成

(単位 100万ドル)

	1970年		1971年		1972年 ¹⁾		1973年 ¹⁾		1974年 ¹⁾		1975年 ¹⁾	
		%		%		%		%		%		%
合計	1,090.1	100.0	1,186.0	100.0	900.8	100.0	1,109.7	100.0	2,363.3	100.0	2,510.6	100.0
生産財	1,015.5	93.2	1,079.5	91.0	817.0	90.7	1,009.7	91.0	2,184.3	92.7	2,292.6	91.4
機械設備	205.2	18.8	202.9	17.1	133.5	14.8	168.2	15.2	327.1	13.9	451.5	18.0
未加工原材料	158.0	14.5	187.2	15.8	156.8	17.4	195.0	17.6	558.8	23.7	662.2	26.4
半加工原材料	595.4	54.6	628.5	53.0	479.5	53.2	600.5	54.1	1,155.9	49.1	1,079.2	43.0
サプライズ	56.9	5.2	60.9	5.1	47.2	5.3	46.0	4.1	142.5	6.0	99.7	4.0
消費財	74.7	6.8	106.4	9.0	83.8	9.3	100.0	9.0	179.0	7.3	218.0	8.6
耐久財	6.5	0.6	4.8	0.4	3.7	0.4	3.4	0.3	7.0	0.3	11.0	0.4
非耐久財	68.1	6.2	101.6	8.6	80.1	8.9	96.6	8.7	172.0	7.0	207.0	8.2

(注) 1) 1~9月、75年は暫定数字。

(出所) Central Bank, Annual Report 各年。1972~73年は Central Bank News Digest, Vol. XXVI, No. 45.

1974~75年は CB Review, 11 Nov., 1975.

第14表 相手国別輸出入額と比率

(単位 100万ドル)

	米 国				日 本				西ヨーロッパ ²⁾				アジア(日本を除く) ³⁾			
	輸 入		輸 出		輸 入		輸 出		輸 入		輸 出		輸 入		輸 出	
	価額	%	価額	%	価額	%	価額	%	価額	%	価額	%	価額	%	価額	%
1949~50年	362.2	78.1	208.3	72.0	15.1	2.3	16.7	5.8	20.0	4.3	40.6	14.0	39.4	8.5	9.4	2.3
1951~55	336.7	70.4	252.1	36.9	28.8	6.0	45.6	11.6	33.4	7.0	69.8	17.7	44.0	9.2	6.2	1.6
1956~60	282.4	50.3	264.3	53.6	94.0	16.7	100.6	20.4	78.7	14.0	59.4	19.3	64.5	11.5	14.5	2.9
1961~65	280.2	41.2	316.5	48.0	134.8	19.8	173.1	26.3	118.2	17.4	131.5	20.0	72.8	10.7	26.7	4.0
1966	284.5	33.4	346.4	41.8	243.9	28.6	246.3	31.9	145.1	17.0	157.9	19.1	72.2	8.5	43.9	5.5
1967	362.7	34.1	352.6	42.9	306.9	28.9	278.6	33.9	175.4	16.5	105.9	12.9	91.2	8.6	69.0	8.5
1968	372.2	32.4	391.5	45.6	326.7	28.4	283.3	33.0	220.9	19.2	96.3	11.3	87.9	7.5	69.8	8.2
1969	320.2	28.3	360.3	42.2	336.7	29.8	328.8	39.2	237.0	20.6	78.1	9.1	88.0	7.7	64.7	6.8
1970	315.1	28.9	440.2	41.5	344.9	31.6	420.8	39.6	199.3	18.3	98.9	9.3	78.7	8.0	82.4	7.8
1971	291.2	24.6	459.6	40.4	395.1	30.3	398.6	35.1	211.0	17.8	137.2	12.1	213.9	18.0	97.9	8.6
1972	312.6	24.8	486.0	42.4	390.8	31.0	373.4	32.6	179.5	14.2	164.1	14.3	180.9	14.4	76.4	6.7
1973	449.5	28.2	676.0	35.8	518.5	32.5	674.5	35.8	206.2	12.9	230.6	12.2	187.8	11.8	148.4	7.9
1974	730.7	32.2	1,156.7	42.4	864.5	27.5	949.2	34.8	386.3	12.3	323.4	11.9	365.5	11.6	156.1	5.7
1975 ¹⁾	523.3	20.8	505.2	29.1	680.0	27.1	671.8	38.7	325.6	13.0	275.6	15.9	323.9	12.9	123.4	7.1

(注) 1) 1~9月暫定数字。2) 1970~75年は EC。3) 1970~75年は ESCAP 諸国。

(出所) Central Bank, Statistical Bulletin, Dec., 1971. 1972~73年は1974年 Annual Report. 75年は CB Review, 11 Nov., 1975.

第15表 外国為替収支

(単位 100万ドル)

	1974	1975 ¹⁾	1976 ²⁾	1977 ²⁾	1978 ²⁾	1979 ²⁾	1980 ²⁾
経 常 収 支	-101	-527	-750	-920	-905	-870	-795
貿 易 収 支	-370	-1,020	-850	-1,070	-1,055	-1,040	-980
輸 出	2,519	2,210	3,000	3,270	3,800	4,440	5,225
輸 入	2,889	3,230	3,850	4,340	4,855	5,480	6,205
貿 易 外 収 支	285	265	-200	-200	-220	-230	-235
受 取	850	900					
支 払	565	635					
移 転 収 支	186	228	300	350	370	400	420
受 取	187	230					
支 払	1	2					
資 本 収 支	9	27	550	695	965	990	1,005
長 期	42	167	490	660	915	925	935
流 入	417	512					
流 出	375	345					
短 期	-34	-138					
流 入	244	95	60	35	50	65	70
流 出	278	233					
誤 差 脱 漏	1	-2					
総 合 収 支	110	-500	-200	-225	60	120	210
金 融 勘 定	-110	500					
中 銀 補 償 借 入	180	485					
借 入 れ	490	1,160					
返 済	310	675					
外 貨 準 備 増 減	-290	15					

(注) 1) 暫定数字。2) 予測数字。(出所) 中央銀行。